指定管理者の指定について(相模原市立市民健康文化センター) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立市民健康文化センター
- 2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 名 称 市民健康文化センター運営共同企業体

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第113号関係資料(その1)

#### 市民健康文化センター運営共同企業体の概要

# 1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 川崎市幸区堀川町580番地 株式会社明治スポーツプラザ

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	昭和37年6月14日	設立	
	昭和49年4月1日	財団法人相模原市開発公社から	
		財団法人相模原市都市整備公社	
		に改称	
公益財団法人相模原	平成 2 3 年 4 月 1 日	公益財団法人に移行	
市まち・みどり公社	平成26年4月1日	公益財団法人相模原市みどりの	
		協会と合併し、公益財団法人相	
		模原市都市整備公社から公益財	
		団法人相模原市まち・みどり公	
		社に改称	
株式会社明治スポー	平成2年7月5日	設立	
ツプラザ			

#### 3 規模

構成員	職員数等		基本財産等
公益財団法人相模原	役 員	13名	基本財産
市まち・みどり公社	職員	115名	206,578千円
株式会社明治スポー	役 員	9 名	資本金
ツプラザ	従業員	9 1 2 名	100,000千円

#### 4 事業概要等

#### (1)事業概要

構成員	事業概要		
	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整		
	備に関する事業		
  公益財団法人相模	イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整		
原市まち・みどり	備に関する事業		
公社	ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業		
	エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業		
	オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業		
	カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
	ア プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポー		
	ツ施設・レジャー施設の経営		
	イ スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関する		
	コンサルティング業務		
	ウ スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務		
	エ 運動プログラムの提供及び指導		
株式会社明治スポ	オー食堂・喫茶の経営		
ーツプラザ	カ 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品		
	の販売		
	キ スポーツ用品、旅行用バッグ等のレジャー用品、書		
	籍及び日用雑貨の販売		
	ク スポーツトレーニング器具類の販売		
	ケー不動産の賃貸及び管理		
	コ アからケまでの業務に関連し、又は附随する事業		

# (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績		
	ア 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平		
	成18年4月から現在に至る。)		
	イ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者		
公益財団法人相模	(平成18年4月から現在に至る。)		
原市まち・みどり	ウ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、		
公社	相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定		

	管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	(ア及びウについては平成26年4月から、イについ
	ては平成 2 1 年 4 月から)
	ア 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平
	成26年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、
	相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定
	管理者(平成26年4月から現在に至る。)
  株式会社明治スポ	ウ 横須賀市健康増進センターの指定管理者(平成18
	年4月から現在に至る。)
	エ 木更津市健康増進センターの指定管理者(平成19
	年4月から現在に至る。)
	オ 朝霞市健康増進センターの指定管理者(平成26年
	4月から現在に至る。)
	ア及びイについては、共同企業体の構成員としての
	指定管理者

#### 議案第113号関係資料(その2)

相模原市立市民健康文化センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

市民健康文化センター運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月14日(参加数 4団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、公認会計士1名、市職員2 名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点	
事業計画				
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 9	
	施設等の維持管理の計画・内容	5 0	3 1	
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0	
内	市民サービス水準の確保及び向上	5 0	3 9	
訳	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 4	
小	管理に必要な人員の配置	4 0	2 8	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 2	
	地域活性化に資する取組	4 0	3 0	
	小計	3 2 0	2 3 3	
管理	<b>里を行う能力</b>			
	申請団体の経営状況	2 0	1 9	
	組織・人員体制	2 0	1 1	
	雇用及び労働条件	2 0	1 1	
内	申請団体の事業実績	2 0	1 8	
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0	
п/\	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 2	
	公共性への取組	2 0	1 6	
	法令等の遵守	2 0	1 2	
	小計	1 8 0	1 2 9	
収支計画・経費的効果				
内	収支計画の妥当性	4 0	2 2	
訳	経費的効果	6 0	3 4	
μ/\	小計	1 0 0	5 6	
	合計 600 418			

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、69.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立北市民健康文化センター) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立北市民健康文化センター
- 2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 名 称 北市民健康文化センター運営共同企業体

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第114号関係資料(その1)

#### 北市民健康文化センター運営共同企業体の概要

# 1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 東京都江東区大島1丁目9番8号 株式会社フクシ・エンタープライズ

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	昭和37年6月14日	設立	
	昭和49年4月1日	財団法人相模原市開発公社から	
		財団法人相模原市都市整備公社	
		に改称	
公益財団法人相模原	平成 2 3 年 4 月 1 日	公益財団法人に移行	
市まち・みどり公社	平成26年4月1日	公益財団法人相模原市みどりの	
		協会と合併し、公益財団法人相	
		模原市都市整備公社から公益財	
		団法人相模原市まち・みどり公	
		社に改称	
株式会社フクシ・エ	昭和58年4月27日	設立	
ンタープライズ			

#### 3 規模

構成員	職員数等		基本財産等	
公益財団法人相模原	役 員	13名	基本財産	
市まち・みどり公社	職員	115名	206,578千円	
株式会社フクシ・エ	役 員	7 名	資本金	
ンタープライズ	従業員	1,128名	50,000千円	

# 4 事業概要等

#### (1)事業概要

構成員	事業概要		
	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整		
	備に関する事業		
   公益財団法人相模	イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整		
	備に関する事業		
公社	ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業		
AT	エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業		
	オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業		
	カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
	ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育		
	館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営		
	イ 健康増進施設の管理・運営		
	ウ 温浴施設の管理・運営		
	エ スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコン		
   株式会社フクシ・	サルティング業務		
エンタープライズ	オ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導		
	カ 各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導		
	キ 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売		
	ク 運動機器等の保守点検業務		
	ケ 建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房		
	機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検		
	コー水質検査業務		

# (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績		
	ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者		
	(平成18年4月から現在に至る。)		
	イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平		
公益財団法人相模	成18年4月から現在に至る。)		
原市まち・みどり	ウ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、		
公社	相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定		
\(\text{\text{7.1}}\)	管理者(平成18年4月から現在に至る。)		

	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	(アについては平成21年4月から、イ及びウについ
	ては平成 2 6 年 4 月から)
	ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者
	(平成21年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、
	相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定
   株式会社フクシ・	管理者(平成26年4月から現在に至る。)
エンタープライズ	ウ 北区元気ぷらざ及び志茂老人いこいの家の指定管理
129-7717	者(平成26年4月から現在に至る。)
	エ 筑西市あけの元気館及び明野デイサービスセンター
	やすらぎの指定管理者(平成26年4月から現在に至
	る。)
	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

#### 議案第114号関係資料(その2)

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

北市民健康文化センター運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月13日(参加数 3団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立北市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、公認会計士1名、市職員2 名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点	
事第	<b>美計画</b>			
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 7	
	施設等の維持管理の計画・内容	5 0	3 6	
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0	
内	市民サービス水準の確保及び向上	5 0	3 4	
訳	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 0	
叭	管理に必要な人員の配置	4 0	2 4	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 2	
	地域活性化に資する取組	4 0	2 8	
	小計	3 2 0	2 2 1	
管理	<b>里を行う能力</b>			
	申請団体の経営状況	2 0	1 9	
	組織・人員体制	2 0	1 3	
	雇用及び労働条件	2 0	1 0	
内	申請団体の事業実績	2 0	1 8	
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0	
八	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 2	
	公共性への取組	2 0	1 6	
	法令等の遵守	2 0	1 1	
	小計	1 8 0	1 2 9	
収支計画・経費的効果				
内	収支計画の妥当性	4 0	2 6	
訳	経費的効果	6 0	3 3	
п/\	小計	1 0 0	5 9	
	合計 600 409			

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、68.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立市民・大学交流センター) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立市民・大学交流センター
- 2 指定管理者

所在地 相模原市南区文京 2 丁目 1 番 1 号 名 称 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

#### 議案第115号関係資料(その1)

#### 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの概要

- 1 設立年月日等
  - 平成22年4月1日 設立 平成22年10月1日 公益社団法人に移行
- 2 規模
- (1)職員数等 役員10名、職員29名
- (2) 資産の総額 4,986,402円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 公益目的事業
  - (ア) 多彩な学びの場を市民に提供する事業
  - (イ)まちづくりの担い手を育成する事業
  - (ウ)新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する事業
  - (エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  - イ 収益事業等
  - (ア)ア(ア)から(エ)までに関わる施設等の管理運営事業
  - (イ)その他の事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)

#### 議案第115号関係資料(その2)

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月8日から同年7月12日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月29日(参加数 1団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年8月1日から同月31日まで(申請数 1団体)

#### (3)選考

平成30年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立市民・大学交流センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(金融機関代表者1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目 配点 得点				
事為	<b>  計画</b>				
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 7		
	施設等の維持管理の計画・内容	5 0	3 3		
	年間事業計画の理念・内容	8 0	5 6		
内	市民サービス水準の確保及び向上	5 0	3 1		
訳	団体独自の発想に基づく提案	8 0	6 4		
小	管理に必要な人員の配置	4 0	2 0		
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 2		
	地域活性化に資する取組	4 0	2 4		
	小計	4 0 0	267		
管理	■を行う能力				
	申請団体の経営状況	4 0	2 8		
	組織・人員体制	3 0	1 5		
	雇用及び労働条件	3 0	1 7		
内	申請団体の事業実績	2 0	1 6		
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	2 2		
訓	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 0		
	公共性への取組	2 0	1 4		
	法令等の遵守	2 0	1 0		
	小計	2 2 0	1 3 2		
収3	z計画・経費的効果				
内	収支計画の妥当性	4 0	2 0		
訳	経費的効果	4 0	2 0		
п/\	小計	8 0	4 0		
	合計	7 0 0	4 3 9		

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、350点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(700点)を100点満点に換算した場合の得点は、62.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市民会館) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市民会館
- 2 指定管理者所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号名 称 ギオン・アクティオ・ウイッツグループ
- 3 指定の期間平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市民会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

#### ギオン・アクティオ・ウイッツグループの概要

#### 1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

東京都目黒区下目黒1丁目1番11号目黒東洋ビル4階

アクティオ株式会社

相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F

株式会社ウイッツコミュニティ

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	昭和47年5月20日	設立	
株式会社ギオン	平成13年1月5日	祇園興業株式会社から株式会社	
		ギオンに改称	
アクティオ株式会社	昭和62年2月27日	設立	
	平成3年2月28日	設立	
株式会社ウイッツコ	平成14年10月1日	株式会社アポロコミュニティか	
ミュニティ		ら株式会社ウイッツコミュニテ	
		イに改称	

#### 3 規模

構成員	従業員数等		資本金
株式会社ギオン	役員	6 名	46,720千円
休氏云紅イオン	従業員	2,129名	
ファニ , 上州 + 人り.	役員	7名	99,000千円
アクティオ株式会社	従業員	1,395名	
株式会社ウイッツコ	役員	4名	50,000千円
ミュニティ	従業員	197名	

#### 4 事業概要等

#### (1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含
	む。)
	イ 貨物利用運送事業
	ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業
	エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業
株式会社ギオン	オ 一般廃棄物の収集及び運搬業
	カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業
	キ 搬送装置製造販売
	ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託
	ケー警備業
	コー清掃業
	ア 美術館、博物館等文化施設の案内、受付、誘導等運
	営に関する請負業務
	イ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議及び行
	催事の調査、企画立案及び実施運営
	ウ 都市計画、都市再開発及び緑化工事の設計管理の受
アクティオ株式会	<b>託業務</b>
社	エ 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運
	営及び実施
	オ 商品開発及びその販売促進に関する企画及び実施
	力 労働者派遣業務
	キ 社員教育及び訓練の企画及び実施
	ク総合警備保障業務
	ケービルメンテナンス業
	アービル清掃業及びビル警備
	イ 建物管理業
	ウ 中高層分譲共同住宅管理業
	エ 建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃
	才電気工事
	力 電気設備保守

i		
	キ	消防施設工事
# + <b>人</b> 九 九 八 、	ク	営繕工事
株式会社ウイッツ	ケ	管工事
コミュニティ	コ	建築工事
	サ	浄化槽保守
	シ	貯水槽清掃及び保守
	ス	環境保全及び創造に関する事業
	セ	不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
	ソ	介護業務
	タ	シニア(高齢者)の健康及び生活の質(QOL)向上支
	担	受事業

# (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から
	現在に至る。)
	イ 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ
	広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)
	ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車
	場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平
	成24年4月から現在に至る。)
	エ 相模原市営自動車駐車場 5 施設の指定管理者(平成
株式会社ギオン	24年4月から現在に至る。)
	才 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐
	車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至
	る。)
	カ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管
	理者(平成26年4月から現在に至る。)
	キ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26
	年4月から現在に至る。)
	※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から

	現在に至る。)
	イ 西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定
	管理者(平成18年9月から現在に至る。)
アクティオ株式会	ウ 野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館
社	の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)
	エ 岩国市周東文化会館の指定管理者(平成30年4月
	から現在に至る。)
	※ ア、ウ及びエについては、共同企業体の構成員とし
	ての指定管理者
	ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から
	現在に至る。)
	イ 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18
	年4月から平成21年3月まで)
	ウ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21
	年4月から平成26年3月まで)
株式会社ウイッツ	エ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月か
コミュニティ	ら現在に至る。)
	オ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管
	理者(平成26年4月から現在に至る。)
	カ 相模原市立環境情報センターの指定管理者(平成29
	年4月から現在に至る。)
	※ アからオまでについては、共同企業体の構成員とし
	ての指定管理者

#### 相模原市民会館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

ギオン・アクティオ・ウイッツグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月6日まで
- イ 説明会 平成30年7月2日(参加数 4団体)
- ウ 現地見学会 平成30年7月3日(参加数 4団体)
- エ 申請の受付 平成30年7月30日から同年8月31日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年10月15日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市民会館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
  - (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

	評価項目	配点	得点
文化	と事業に関する事業計画及び実施能力		
	文化事業に対する基本方針等	2 0	1 7
	年間事業計画の理念・内容(優れた芸術	F 0	0.6
	を鑑賞する機会の提供)	5 0	3 6
	年間事業計画の理念・内容(市民自らが		
内	芸術文化活動に参加し、相互に交流でき	5 0	4 1
訳	る機会の提供)		
	団体独自の発想に基づく提案	2 0	1 6
	地域活性化に資する取組	2 0	1 8
	申請団体の文化事業実績	4 0	2 8
	小計	200	1 5 6
施討	・ 设管理を行う事業計画及び実施能力		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 8
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 4
内	市民サービス水準の確保及び向上	4 0	3 2
訳	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 2
司人	申請団体の事業実績	4 0	4 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 7
	小計	200	173
法丿	<b>、の経営・運営に関する能力</b>		
	申請団体の経営状況	4 0	3 6
	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0
	地域活性化に資する取組	2 0	2 0
内	組織・人員体制	2 0	1 6
訳	雇用及び労働条件	2 0	1 6
D/C	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 4
	公共性への取組	2 0	2 0
	法令等の遵守	2 0	1 5
	小計	200	167

収3	<b>支計画・経費的効果</b>		
内	収支計画の妥当性	4 0	2 6
訳	経費的効果	6 0	3 0
	小計	1 0 0	5 6
	合計	7 0 0	5 5 2

- 備考 文化事業に関する事業計画及び実施能力、施設管理を行う事業計画及び実施能力、法人の経営・運営に関する能力並びに収支計画・経費的効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、350点とした。
- (イ) 候補団体について、配点の合計(700点)を100点満点に換算した場合の得点は、78.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市文化会館他 2 施設) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化 交流プラザ

2 指定管理者

所在地 相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号 名 称 公益財団法人相模原市民文化財団

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定により提案するものである。

### 議案第117号関係資料(その1)

#### 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

- 1 設立年月日等
  - 平成元年4月28日 設立 平成23年4月1日 公益財団法人に移行
- 2 規模
- (1)職員数等 役員12名、職員38名
- (2)基本財産 100,000,000円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業
  - イ 文化情報の収集及び提供に関する事業
  - ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業
  - エ 文化施設等の管理運営事業
  - オ その他公益目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の管理実績
  - ア 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び社のホールはしもとの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
  - イ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成21年4月 から現在に至る。)
  - ウ 相模原市民会館の指定管理者(平成18年4月から平成26年3月まで)
  - エ 相模原市立城山文化ホールの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

#### 議案第117号関係資料(その2)

相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅 文化交流プラザの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月6日まで
  - イ 説明会 平成30年7月2日(参加数 4団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月30日から同年8月31日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年10月15日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

# (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
文化	ど事業に関する事業計画及び実施能力		
	文化事業に対する基本方針等	2 0	2 0
	年間事業計画の理念・内容(優れた芸術	5 0	4 6
	を鑑賞する機会の提供)	5 0	4 0
	年間事業計画の理念・内容(市民自らが		
内	芸術文化活動に参加し、相互に交流でき	5 0	4 6
訳	る機会の提供)		
	団体独自の発想に基づく提案	2 0	1 8
	地域活性化に資する取組	2 0	2 0
	申請団体の文化事業実績	4 0	3 8
	小計	2 0 0	1 8 8
施討	设管理を行う事業計画及び実施能力		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 9
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 6
内	市民サービス水準の確保及び向上	4 0	3 2
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 2
訓	申請団体の事業実績	4 0	4 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 5
	小計	2 0 0	174
法人	の経営・運営に関する能力		
	申請団体の経営状況	4 0	3 4
内	管理に必要な人員の配置	4 0	3 2
	地域活性化に資する取組	2 0	2 0
	組織・人員体制	2 0	1 6
	雇用及び労働条件	2 0	1 3
訳	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 5
	公共性への取組	2 0	2 0
	法令等の遵守	2 0	1 7

	小計	2 0 0	1 6 7
収支	を計画・経費的効果		
ф	収支計画の妥当性	4 0	3 0
内	経費的効果	6 0	3 0
司人	小計	1 0 0	6 0
	合計	7 0 0	5 8 9

備考 文化事業に関する事業計画及び実施能力、施設管理を行う事業計画 及び実施能力、法人の経営・運営に関する能力並びに収支計画・経費的 効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、350点と した。

(イ)候補団体について、配点の合計(700点)を100点満点に換算した場合の得点は、84.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(社のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 社のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール
- 2 指定管理者所在地 相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号名 称 公益財団法人相模原市民文化財団
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

社のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

#### 議案第118号関係資料(その1)

#### 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

- 1 設立年月日等
  - 平成元年4月28日 設立 平成23年4月1日 公益財団法人に移行
- 2 規模
- (1)職員数等 役員12名、職員38名
- (2)基本財産 100,000,000円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業
  - イ 文化情報の収集及び提供に関する事業
  - ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業
  - エ 文化施設等の管理運営事業
  - オ その他公益目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の管理実績
  - ア 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び社のホールはしもとの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
  - イ 相模原市立城山文化ホールの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)
  - ウ 相模原市民会館の指定管理者(平成18年4月から平成26年3月まで)
  - エ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成21年4月 から現在に至る。)

#### 議案第118号関係資料(その2)

社のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月6日まで
  - イ 説明会 平成30年7月2日(参加数 4団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月30日から同年8月31日まで(申請数 2 団体)

#### (3)候補団体以外の申請団体

名称	所在地
株式会社横浜メディアアド	横浜市神奈川区栄町 5 番地 1

#### (4)選考

平成30年10月15日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された社のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名)

計 5 名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
文化	比事業に関する事業計画及び実施能力		
内訳	文化事業に対する基本方針等	2 0	2 0
	年間事業計画の理念・内容(優れた芸術	5 0	4 8
	を鑑賞する機会の提供)	5 0	4 0
	年間事業計画の理念・内容(市民自らが		
	芸術文化活動に参加し、相互に交流でき	5 0	4 6
	る機会の提供)		
	団体独自の発想に基づく提案	2 0	1 8
	地域活性化に資する取組	2 0	2 0
	申請団体の文化事業実績	4 0	4 0
	小計	2 0 0	1 9 2
施討	<b>设管理を行う事業計画及び実施能力</b>		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	2 0
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 4
	市民サービス水準の確保及び向上	4 0	3 0
内     訳	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 4
訓	申請団体の事業実績	4 0	4 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 5
	小計	2 0 0	1 7 3
法人	の経営・運営に関する能力		
内訳	申請団体の経営状況	4 0	3 2
	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	地域活性化に資する取組	2 0	2 0
	組織・人員体制	2 0	1 6
	雇用及び労働条件	2 0	1 4
D/\	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 6

	公共性への取組	2 0	2 0
	法令等の遵守	2 0	1 7
	小計	2 0 0	1 6 1
収支	<b>乏計画・経費的効果</b>		
内訳	収支計画の妥当性	4 0	2 6
	経費的効果	6 0	3 1
	小計	1 0 0	5 7
合計		7 0 0	5 8 3

備考 文化事業に関する事業計画及び実施能力、施設管理を行う事業計画 及び実施能力、法人の経営・運営に関する能力並びに収支計画・経費的 効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、350点と した。

(イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
株式会社横浜メディアアド	4 8 7

(ウ)申請のあった2団体について、配点の合計(700点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人相模原市民文化財団	8 3 . 2
株式会社横浜メディアアド	69.5

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立男女共同参画推進センター) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立男女共同参画推進センター
- 2 指定管理者

所在地 相模原市緑区橋本6丁目2番1号 名 称 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

#### 議案第119号関係資料(その1)

#### 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの概要

- 1 設立年月日平成15年10月10日
- 2 規模
- (1)職員数等 役員14名、職員19名
- (2) 資産の総額 2,370,955円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業
  - イ 男女共同参画に関する研究及び情報の収集・提供事業
  - ウ 男女共同参画を目指す団体の活動及びネットワーク支援事業
  - エ 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業
  - オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者(平成16年4月から現在に至る。)

### 議案第119号関係資料(その2)

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件

男女共同参画社会の実現を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 申請の受付 平成30年7月23日から同年8月24日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立男女共同参画推進センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(大学准教授1名、公認会計士1名、市職員2 名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事第	<b>美計画</b>		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 9
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	2 6
	年間事業計画の理念・内容	8 0	6 8
内	市民サービス水準の確保及び向上	4 0	3 0
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 6
<del> </del>	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 0
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 4 0	2 7 5
管理	<b>里を行う能力</b>		
	申請団体の経営状況	2 0	1 5
	組織・人員体制	2 0	1 4
	雇用及び労働条件	2 0	1 2
内	申請団体の事業実績	2 0	2 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0
訊	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 7
	公共性への取組	2 0	2 0
	法令等の遵守	2 0	1 3
	小計	1 8 0	1 4 1
以对			
内	収支計画の妥当性	4 0	3 0
	経費的効果	4 0	2 0
n/\	小計	8 0	5 0
	合計	6 0 0	4 6 6

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、77.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立あじさい会館他2施設) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あ じさい会館緑分室

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目1番20号 名 称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 提案の理由

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

### 議案第120号関係資料(その1)

#### 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の概要

- 1 設立年月日昭和44年1月29日
- 2 規模
- (1)職員数等 役員17名、職員52名
- (2) 資産の総額 1,099,567,337円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助 成
  - エ アからウまでのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため に必要な事業
  - オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - カ 共同募金事業への協力
  - キ ボランティア活動の振興を目的とする事業の企画及び実施
  - ク 日常生活自立支援事業
  - ケ 成年後見事業
  - コ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業
  - サ 福祉車両等運行事業
  - シ 視覚障害者情報センターの運営
  - ス ファミリーサポートセンター事業
  - セ 生活資金一時貸付事業
  - ソ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
  - タ 認定生活困窮者就労訓練事業
  - チ 高齢者生活支援体制整備事業
  - ツ その他この法人の目的達成のため必要な事業

# (2)公の施設の管理実績

- ア 相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室の指定管理者 (平成18年4月から現在に至る。)
- イ 相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者(平成25年3月から現在に 至る。)

### 議案第120号関係資料(その2)

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市 立あじさい会館緑分室の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価し たこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月18日(参加数 2団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年9月4日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、 それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立あじさい会館、相模原市立あじ さい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室に係る指定管理者選考委員 会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採 点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、相模原市老人クラブ連合会 役員1名、市職員2名) 計5名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	·····································	 配点	得点
事第			
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 9
	施設等の維持管理の計画・内容	5 0	4 5
	年間事業計画の理念・内容	5 0	4 0
	市民サービス水準の確保及び向上	5 0	3 9
内	団体独自の発想に基づく提案	5 0	3 9
訳	管理に必要な人員の配置	4 0	2 8
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 0
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 4 0	2 7 6
管理	型を行う能力		
	申請団体の経営状況	2 0	2 0
	組織・人員体制	2 0	1 6
	雇用及び労働条件	2 0	1 5
	申請団体の事業実績	2 0	2 0
内     訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 2
D/\	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 4
	公共性への取組	2 0	1 8
	法令等の遵守	2 0	1 6
	小計	1 8 0	1 5 1
423	を計画・経費的効果		
内	収支計画の妥当性	4 0	2 4
	経費的効果	4 0	1 7
н/ \	小計	8 0	4 1
	合計	6 0 0	4 6 8

- 備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。
- (イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、78点である。

指定管理者の指定について(相模原市立障害者支援センター松が丘園及 び相模原市立けやき体育館)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館
- 2 指定管理者所在地 相模原市中央区松が丘1丁目23番1号名 称 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 提案の理由

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

### 議案第121号関係資料(その1)

#### 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の概要

- 1 設立年月日平成6年4月1日
- 2 規模
- (1)職員数等 役員9名、職員65名
- (2) 資産の総額 481,867,359円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 第二種社会福祉事業
  - (ア)障害福祉サービス事業の経営
  - (イ)相談支援事業の経営
  - (ウ)移動支援事業の経営
  - イ 公益を目的とする事業
  - (ア)地域障害者施設支援事業
  - (イ)障害者地域就労援助センター事業
  - (ウ)障害者就業・生活支援センター事業
  - (エ)発達障害支援センター就労支援事業
  - (オ)障害者自立生活支援事業
  - (カ)障害者相談支援キーステーション事業
  - (キ)手話通訳者等養成事業
  - (ク)障害者一時ケア事業
  - (ケ)相模原市立けやき体育館の管理・経営
  - (コ)障害者余暇活動支援事業
  - (サ)無料職業紹介事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定 管理者(平成18年4月から現在に至る。)

### 議案第121号関係資料(その2)

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の 指定管理者の選考について

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館については、 公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす社会福祉法人相模原市社会福祉事業 団(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件
  - ア 相模原市立障害者支援センター松が丘園

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

イ 相模原市立けやき体育館

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

- (2)指定管理者の申請の受付等
  - ア 申請要項の配布 平成30年6月12日
  - イ 説明会 平成30年6月12日
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで

#### (3)選考

平成30年9月21日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それ

を踏まえ、引き続き開催された相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

# ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名) 計5名

### イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

であ	である。				
			評価項目	配点	得点
事業計画					
	管理	管理運営に対する基本方針等		2 0	2 0
	施討	施設等の維持管理の計画・内容		4 0	3 2
	年間	事業	<b>嘗計画の理念・内容</b>	4 0	3 0
	市目	<b>ミサ</b> -	- ビス水準の確保及び向上	6 0	4 5
	各事	≣業σ	)年間実施内容		
		障害	言者支援センター松が丘園 		
			障害福祉サービス事業	2 0	1 6
			基幹相談支援センター事業	2 0	1 5
			就労を支援する事業	2 0	1 3
			障害者を一時的にケアする事業	2 0	1 5
内			人材の確保及び育成に関する事 業	2 0	1 6
訳		けゃ	bき体育館		
訓			貸館業務	2 0	1 3
			余暇活動支援事業、サークル支 援事業	2 0	1 5
		その	)他		
			障害者支援センター松が丘園・		
			けやき体育館を活用した先駆的	2 0	1 5
			な事業の提案及び実施、総合的	2 0	13

	な支援の実施		
	団体独自の発想に基づく提案	5 0	3 9
	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 6
	地域活性化に資する取組	4 0	3 2
	小計	4 9 0	3 6 8
管理	里を行う能力		
	申請団体の経営状況	2 0	2 0
	組織・人員体制	2 0	1 9
	雇用及び労働条件	2 0	1 6
内	申請団体の事業実績	2 0	1 8
	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0
i/\	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 4
	公共性への取組	2 0	1 5
	法令等の遵守	2 0	1 7
	小計	1 8 0	1 4 9
长羽	<b>支計画・経費的効果</b>		
内	収支計画の妥当性	4 0	3 2
	経費的効果	3 0	1 8
<u></u>	小計	7 0	5 0
	合計	7 4 0	5 6 7

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、370点とした。

<sup>(</sup>イ)候補団体について、配点の合計(740点)を100点満点に換算した場合の得点は、76.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター
- 2 指定管理者 所在地 大和市柳橋5丁目3番地1

名 称 社会福祉法人県央福祉会

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 提案の理由

相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

### 議案第122号関係資料(その1)

#### 社会福祉法人県央福祉会の概要

- 1 設立年月日 昭和58年1月14日
- 2 規模
- (1)職員数等 役員11名、職員1,519名
- (2) 資産の総額 2,791,616,026円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 第二種社会福祉事業
  - (ア)障害福祉サービス事業の経営
  - (イ)相談支援事業の経営
  - (ウ)認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
  - (エ)地域活動支援センターの経営
  - (オ)移動支援事業の経営
  - (カ)障害児通所支援事業の経営
  - イ 公益を目的とする事業
  - (ア)障害者自立生活アシスタント派遣事業
  - (イ)障害者就業・生活支援センター事業
- (2)公の施設の主な管理実績
  - ア 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者(平成 18年4月から現在に至る。)
  - イ 横浜市中山みどり園の指定管理者(平成18年9月から現在に至る。)
  - ウ 川崎市御幸日中活動センターの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)
  - エ 海老名市立わかば会館の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)
  - オ 綾瀬市障害者自立支援センターばらの里及び綾瀬市障害者自立支援センタ
    - 一希望の家の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

### 議案第122号関係資料(その2)

相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の選考 について

#### 1 選考理由

社会福祉法人県央福祉会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年7月2日(参加数 2団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで(申請数 1 団体)

### (3)選考

平成30年9月21日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

	得点		
車+	評価項目 *計画	配点	14 州
37 3	<sup>₹</sup> 同 回   管理運営に対する基本方針等	2 0	2 0
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 2
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0
	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 8
	各事業の年間実施内容		
	基本事業(機能訓練、介護方法の指		
	導等)	2 0	1 4
	生活介護事業(入浴、排せつ及び食		
	事の介護、創作的活動又は生産活動	2 0	1 8
内	の機会の提供)		
訳	入浴サービス(機能訓練、介護方法	2 0	1 8
	の指導等)	2 0	1 0
	送迎サービス	2 0	1 3
	食事の提供	2 0	1 7
	団体独自の発想に基づく提案	5 0	4 3
	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 0
	地域活性化に資する取組	4 0	3 2
	小計	4 3 0	3 4 5
管理	星を行う能力		
	申請団体の経営状況	2 0	1 9
	組織・人員体制	2 0	1 8
	雇用及び労働条件	2 0	1 4
内	申請団体の事業実績	2 0	2 0
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0
٦/١	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 4
	公共性への取組	2 0	1 4
	法令等の遵守	2 0	1 4

	小計	1 8 0	1 4 3
収支	を計画・経費的効果		
ф	収支計画の妥当性	4 0	3 4
内	経費的効果	1 0	9
訓	小計	5 0	4 3
	合計	6 6 0	5 3 1

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、330点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(660点)を100点満点に換算した場合の得点は、80.4点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立津久井障害者地域活動支援センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立津久井障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者

所在地 相模原市緑区中野 1 0 0 4 番地 3 名 称 特定非営利活動法人竹の子作業所

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 提案の理由

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第123号関係資料(その1)

### 特定非営利活動法人竹の子作業所の概要

- 1 設立年月日 平成 2 0 年 3 月 1 2 日
- 2 規模
- (1)職員数等 役員8名、職員7名
- (2)資産の総額 6,966,881円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 障害者地域活動支援センターの運営に係る事業
  - イ 在宅障害者に対する地域生活の向上を促進する事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

#### 議案第123号関係資料(その2)

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人竹の子作業所(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月26日(参加数 2団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで(申請数 2 団体)

# (3)候補団体以外の申請団体

名称	所在地
特定非営利活動法人ちゃれん	相模原市緑区又野243番地2
じ倶楽部	

#### (4)選考

平成30年9月21日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立津久井障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名) 計5名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

事業計画       管理運営に対する基本方針等       20       2         施設等の維持管理の計画・内容       40       2         年間事業計画の理念・内容       40       2         市民サービス水準の確保及び向上       60       4         内       地域活動支援センター事業の内容       40       3         設置に必要な人員の配置       40       2         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       3         地域活性化に資する取組       40       2         小計       370       28         管理を行う能力       20       1         自請団体の経営状況       20       1         雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3					
管理運営に対する基本方針等       20       2         施設等の維持管理の計画・内容       40       2         年間事業計画の理念・内容       40       2         市民サービス水準の確保及び向上       60       4         内       地域活動支援センター事業の内容       40       3         訳       団体独自の発想に基づく提案       50       5         管理に必要な人員の配置       40       2         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       3         地域活性化に資する取組       40       2         小計       370       28         管理を行う能力       20       1         組織・人員体制       20       1         雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3		評価項目	配点	得点	
施設等の維持管理の計画・内容 40 2 2 年間事業計画の理念・内容 40 2 2 市民サービス水準の確保及び向上 60 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	事業	<b>對画</b>			
年間事業計画の理念・内容402市民サービス水準の確保及び向上604内地域活動支援センター事業の内容403団体独自の発想に基づく提案505管理に必要な人員の配置402利用者満足度・利用者ニーズの把握403地域活性化に資する取組402小計37028管理を行う能力201申請団体の経営状況201組織・人員体制201雇用及び労働条件201申請団体の事業実績202施設の安全、衛生管理等の体制403	_	管理運営に対する基本方針等	2 0	2 0	
市民サービス水準の確保及び向上       60       4         内       地域活動支援センター事業の内容       40       3         団体独自の発想に基づく提案       50       5         管理に必要な人員の配置       40       2         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       3         地域活性化に資する取組       40       2         小計       370       28         管理を行う能力       20       1         雇用及び労働条件       20       1         雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3		施設等の維持管理の計画・内容	4 0	2 8	
内       地域活動支援センター事業の内容       40       3         団体独自の発想に基づく提案       50       5         管理に必要な人員の配置       40       2         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       3         地域活性化に資する取組       40       2         小計       370       28         管理を行う能力       20       1         組織・人員体制       20       1         雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3		年間事業計画の理念・内容	4 0	2 8	
訳       団体独自の発想に基づく提案       50       5         管理に必要な人員の配置       40       2         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       3         地域活性化に資する取組       40       2         小計       370       28         管理を行う能力       20       1         組織・人員体制       20       1         雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3		市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 2	
管理に必要な人員の配置       40       2         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       3         地域活性化に資する取組       40       2         小計       370       28         管理を行う能力       20       1         自請団体の経営状況       20       1         組織・人員体制       20       1         雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3	内	地域活動支援センター事業の内容	4 0	3 2	
利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       3         地域活性化に資する取組       40       2         小計       370       28         管理を行う能力       20       1         組織・人員体制       20       1         雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3	訳	団体独自の発想に基づく提案	5 0	5 0	
地域活性化に資する取組     40     2       小計     370     28       管理を行う能力     20     1       申請団体の経営状況     20     1       組織・人員体制     20     1       雇用及び労働条件     20     1       申請団体の事業実績     20     2       施設の安全、衛生管理等の体制     40     3		管理に必要な人員の配置	4 0	2 8	
小計37028管理を行う能力申請団体の経営状況201組織・人員体制201雇用及び労働条件201申請団体の事業実績202施設の安全、衛生管理等の体制403	•	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 0	
管理を行う能力201申請団体の経営状況201組織・人員体制201雇用及び労働条件201申請団体の事業実績202施設の安全、衛生管理等の体制403	•	地域活性化に資する取組	4 0	2 8	
申請団体の経営状況201組織・人員体制201雇用及び労働条件201申請団体の事業実績202施設の安全、衛生管理等の体制403	•	小計	3 7 0	2 8 6	
組織・人員体制201雇用及び労働条件201申請団体の事業実績202施設の安全、衛生管理等の体制403	管理	<b>星を行う能力</b>			
雇用及び労働条件       20       1         申請団体の事業実績       20       2         施設の安全、衛生管理等の体制       40       3		申請団体の経営状況	2 0	1 5	
中請団体の事業実績     20     2       施設の安全、衛生管理等の体制     40     3		組織・人員体制	2 0	1 3	
内 施設の安全、衛生管理等の体制 40 3 (		雇用及び労働条件	2 0	1 2	
施設の安全、衛生管理等の体制 40 3 (	ь	申請団体の事業実績	2 0	2 0	
		施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0	
	訓	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 2	
公共性への取組 20 1:		公共性への取組	2 0	1 3	
法令等の遵守 20 14	•	法令等の遵守	2 0	1 4	
小計 180 12		小計	1 8 0	1 2 9	
収支計画・経費的効果	収支				
	ф	収支計画の妥当性	4 0	3 2	
内     経費的効果     3 0     1		経費的効果	3 0	1 7	
小計 70 4	加	小計	7 0	4 9	

合計	6 2 0	4 6 4
— — —		i

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、310点とした。

(イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
特定非営利活動法人ちゃれんじ倶楽部	2 0 5

(ウ)申請のあった2団体について、配点の合計(620点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
特定非営利活動法人竹の子作業所	74.8
特定非営利活動法人ちゃれんじ倶楽部	3 3 . 0

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家
- 2 指定管理者 所在地 相模原市緑区久保沢2丁目25番25号
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

名 称 特定非営利活動法人福祉協会しろやま

### 提案の理由

相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第124号関係資料(その1)

### 特定非営利活動法人福祉協会しろやまの概要

- 1 設立年月日平成18年8月17日
- 2 規模
- (1)職員数等 役員9名、職員15名
- (2) 資産の総額 27,693,201円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 特定非営利活動に係る事業
  - (ア)障害福祉サービス事業
  - (イ)実習生等の受入れ及び地域との交流事業
  - (ウ)相談事業
  - イ その他の事業 生産品等の物品販売事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者(平成19年1月から現在に至る。)

## 議案第124号関係資料(その2)

相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者の 選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人福祉協会しろやま(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月26日(参加数 3団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで(申請数 1 団体)

### (3)選考

平成30年9月21日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立城山障害者デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

		評価項目	配点	得点
事業	<b>業計</b> 画	<u> </u>		
	管理運営に対する基本方針等		2 0	2 0
	施記	<b>投等の維持管理の計画・内容</b>	4 0	2 6
	年間	引事業計画の理念・内容	4 0	2 8
	市目	ミサービス水準の確保及び向上	6 0	4 2
	各事	■業の年間実施内容 		
		就労継続支援(B型)の基本事業	2 0	1 5
内		職場実習	2 0	1 3
訳		求職活動の支援	2 0	1 4
		職場定着のための支援	2 0	1 2
	団位	体独自の発想に基づく提案	5 0	3 8
	管理に必要な人員の配置		4 0	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握		4 0	2 6
	地垣		4 0	2 8
	小計		4 1 0	2 8 8
管理	理を行う能力			
	申請	<b>青団体の経営状況</b>	2 0	2 0
	組織・人員体制		2 0	1 6
	雇用及び労働条件		2 0	1 3
     内	申請団体の事業実績		2 0	2 0
	施討	<b>设の安全、衛生管理等の体制</b>	4 0	2 6
ā/\	個ノ	、情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 2
	公共	<b>է性への取組</b>	2 0	1 5
	法令	<b>冷等の遵守</b>	2 0	1 3
		小計	1 8 0	1 3 5
収3	収支計画・経費的効果			
+	収3	5計画の妥当性	4 0	2 8
内 	経費	 費的効果	1 0	6
訳		小計	5 0	3 4

合計	6 4 0	4 5 7
----	-------	-------

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、320点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(640点)を100点満点に換算した場合の得点は、71.4点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者

所在地 相模原市緑区千木良320番地2 名 称 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 提案の理由

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第125号関係資料(その1)

### 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの概要

1 設立年月日等

平成21年12月14日 設立

平成23年3月17日 特定非営利活動法人湘北福祉会から特定非営利活動法 人湘北福祉会やまのべに改称

- 2 規模
- (1)職員数等 役員10名、職員7名
- (2) 資産の総額 3,913,838円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業
  - イ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)

## 議案第125号関係資料(その2)

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月26日(参加数 1団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで(申請数 1 団体)

### (3)選考

平成30年9月21日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

	評価項目	配点	得点	
事為	美計画			
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 9	
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 2	
	年間事業計画の理念・内容	4 0	2 8	
	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 5	
_	相談支援事業の内容	4 0	3 8	
内	地域活動支援センター事業の内容	4 0	3 6	
八百	団体独自の発想に基づく提案	5 0	4 5	
	管理に必要な人員の配置	4 0	2 8	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 4	
	地域活性化に資する取組	4 0	3 2	
	小計	4 1 0	3 2 7	
管理	 里を行う能力			
	申請団体の経営状況	2 0	1 5	
	組織・人員体制	2 0	1 5	
	雇用及び労働条件	2 0	1 5	
内	申請団体の事業実績	2 0	2 0	
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0	
訓	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 3	
	公共性への取組	2 0	1 4	
	法令等の遵守	2 0	1 4	
	小計	1 8 0	1 3 6	
収支計画・経費的効果				
内	収支計画の妥当性	4 0	2 4	
訳	経費的効果	3 0	1 6	
٦/١	小計	7 0	4 0	
	合計 660 503			

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、330点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(660点)を100点満点に換算した場合の得点は、76.2点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター
- 2 指定管理者 所在地 相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 名 称 共同企業体ウイッツ・ギオン
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 共同企業体ウイッツ・ギオンの概要

# 1 構成員

相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 株式会社ウイッツコミュニティ 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号 株式会社ギオン

### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等	
	平成3年2月28日	設立
株式会社ウイッツコ	平成14年10月1日	株式会社アポロコミュニティか
ミュニティ		ら株式会社ウイッツコミュニテ
		ィに改称
	昭和47年5月20日	設立
株式会社ギオン	平成13年1月5日	祇園興業株式会社から株式会社
		ギオンに改称

# 3 規模

構成員	従業員数等		資本金
株式会社ウイッツコ	役員	4名	50,000千円
ミュニティ	従業員	197名	
株式会社ギオン	役員	6名	46,720千円
休式云位イオン	従業員	2, 129名	

# 4 事業概要等

### (1) 事業概要

構成員	事業概要	
	ア ビル清掃業及びビル警備	
	イ 建物管理業	
	ウ 中高層分譲共同住宅管理業	
	エ 建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃	

1		
	才 電気工事	
	力 電気設備保守	
	キ 消防施設工事	
바누스키고 › ››	クー営繕工事	
株式会社ウイッツ	ケー管工事	
コミュニティ	コー建築工事	
	サー浄化槽保守	
	シ 貯水槽清掃及び保守	
	ス 環境保全及び創造に関する事業	
	セ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介	
	ソー介護業務	
	タ シニア(高齢者)の健康及び生活の質(QOL)向上支	
	援事業	
	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含	
	<b>む。</b> )	
	イ 貨物利用運送事業	
	ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業	
	エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業	
株式会社ギオン	オ 一般廃棄物の収集及び運搬業	
	カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業	
	キ 搬送装置製造販売	
	ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託	
	ケー警備業	

# (2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管
	理者(平成26年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18
	年4月から平成21年3月まで)
	ウ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21

	年4月から平成26年3月まで)
株式会社ウイッツ	工 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月か
コミュニティ	ら現在に至る。)
	オ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から
	現在に至る。)
	カ 相模原市立環境情報センターの指定管理者(平成29
	年4月から現在に至る。)
	* アからオまでについては、共同企業体の構成員とし
	ての指定管理者
	ア 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管
	理者(平成26年4月から現在に至る。)
	イ 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ
	広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) 
	ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車
	場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平
	成24年4月から現在に至る。)
	エ 相模原市営自動車駐車場 5 施設の指定管理者(平成
株式会社ギオン	24年4月から現在に至る。)
	才 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐
	車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至
	る。)
	カ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から
	現在に至る。)
	キ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26
	年4月から現在に至る。)
	※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

#### 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

共同企業体ウイッツ・ギオン(以下「候補団体」という。)を指定管理者として 選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
- イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月12日(参加数 1団体)
- ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

### (3)選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(内郷地区自治会連合会の代表)及び委員(相模湖地区老人クラブ連合会の代表1名、税理士1名、市職員2名) 計5名

### イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり である。

	評価項目	配点	得点	
事業計画				
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 9	
	施設等の維持管理の計画・内容	5 0	4 6	
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 2	
内	市民サービス水準の確保及び向上	5 0	3 8	
'	団体独自の発想に基づく提案	4 0	2 8	
訳	管理に必要な人員の配置	4 0	3 6	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 4	
	地域活性化に資する取組	4 0	3 2	
	小計	3 2 0	265	
管理	型を行う能力			
	申請団体の経営状況	2 0	2 0	
	組織・人員体制	2 0	1 8	
	雇用及び労働条件	2 0	1 9	
	申請団体の事業実績	2 0	2 0	
内	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 8	
訳	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 9	
	公共性への取組	2 0	1 8	
	法令等の遵守	2 0	1 9	
	小計	1 8 0	1 7 1	
収支	こ計画・経費的効果			
内	収支計画の妥当性	4 0	3 8	
訳	経費的効果	6 0	3 4	
μ/\	小計	1 0 0	7 2	
	合計 600 508			

- 備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。
- (イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、84.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大凧センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大凧センター
- 2 指定管理者所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号名 称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大凧センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第127号関係資料(その1)

#### 公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

1 設立年月日等

昭和37年6月14日 設立

昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整 備公社に改称

平成23年4月1日 公益財団法人に移行

平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団 法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・ みどり公社に改称

- 2 規模
- (1)職員数等 役員13名、職員115名
- (2)基本財産 206,578,471円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業
  - イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業
  - ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業
  - エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業
  - オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業
  - カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の主な管理実績
  - ア 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大凧センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
  - イ 相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者(平成21年4月から現在 に至る。)
  - ウ 相模原市立老人福祉センター渓松園及び相模原市立老人福祉センター若竹 園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)
  - エ 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成22年4月から現在に至

る。)

エについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

# 議案第127号関係資料(その2)

相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大凧センターの 指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会 平成30年6月18日(参加数 1団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月19日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

## (3)選考

平成30年10月9日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大凧センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(新磯地区自治会連合会の代表1名、新磯地区老人クラブ連合会の代表1名、相模の大凧文化保存会の代表1名、市職員2名) 計6名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員6名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事業	美計画		
	管理運営に対する基本方針等	2 4	2 4
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	5 4
	年間事業計画の理念・内容	4 8	4 2
内	市民サービス水準の確保	6 0	4 8
訳	団体独自の発想に基づく提案	4 8	4 2
八	管理に必要な人員の配置	4 8	3 8
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 8	4 2
	地域活性化に資する取組	4 8	4 6
	小計	3 8 4	3 3 6
管理	<b>里を行う能力</b>		
	申請団体の経営状況	2 4	2 4
	組織・人員体制	2 4	2 1
	雇用及び労働条件	2 4	2 1
内	申請団体の事業実績	2 4	2 4
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 8	4 2
司人	個人情報保護及び情報公開の体制	2 4	1 9
	公共性への取組	2 4	2 2
	法令等の遵守	2 4	1 8
	小計	2 1 6	1 9 1
以对	を計画・経費的効果 に計画・経費的効果		
内	収支計画の妥当性	4 8	4 4
訳	経費的効果	7 2	6 4
п/\ 	小計	1 2 0	1 0 8
	合計	7 2 0	6 3 5

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(720点)を100点満点に換算した場

合の得点は、88.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立産業会館) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立産業会館
- 2 指定管理者

所在地 相模原市中央区中央 3 丁目 1 2 番 3 号 名 称 公益財団法人相模原市産業振興財団

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

相模原市立産業会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第128号関係資料(その1)

# 公益財団法人相模原市産業振興財団の概要

- 1 設立年月日等
  - 平成4年8月21日 設立 平成24年4月1日 公益財団法人に移行
- 2 規模
- (1)職員数等 役員9名、職員9名
- (2)基本財産 200,000,000円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 中小企業の経営の安定と発展に向けた事業
  - イ 産業人材の確保・育成事業
  - ウ 国際化の促進や情報の収集発信に関する事業
  - エ 創業及び新事業創出の支援に関する事業
  - オ 地域経済の振興に関する事業
  - カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立産業会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

# 議案第128号関係資料(その2)

相模原市立産業会館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人産業振興財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月4日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月14日(参加数 3団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

### (3)選考

平成30年9月18日に、申請のあった候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立産業会館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、神奈川県職員1名、市職員 2名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事業計画			
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 9
	施設等の維持管理の計画・内容	5 0	4 1
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0
内	市民サービス水準の確保及び向上	5 0	3 7
訳	団体独自の発想に基づく提案	5 0	3 1
叭	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 4
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 3 0	2 5 4
管理	<b>単を行う能力</b>		
	申請団体の経営状況	2 0	1 9
	組織・人員体制	2 0	1 3
	雇用及び労働条件	2 0	1 5
内	申請団体の事業実績	2 0	1 8
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 4
八	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 6
	公共性への取組	2 0	1 6
	法令等の遵守	2 0	1 2
	小計	1 8 0	1 4 3
収支計画・経費的効果			
内	収支計画の妥当性	4 0	3 4
訳	経費的効果	5 0	2 8
八百	小計	9 0	6 2
	合計	6 0 0	4 5 9

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、76.5点である。

指定管理者の指定について(相模原市立勤労者総合福祉センター) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者

所在地 相模原市緑区西橋本5丁目4番20号 名 称 サン・エールさがみはら管理運営グループ

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第129号関係資料(その1)

# サン・エールさがみはら管理運営グループの概要

# 1 構成員

相模原市緑区西橋本5丁目4番20号 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター 相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 株式会社ウイッツコミュニティ

# 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	平成2年4月1日	設立	
   公益財団法人相模原	平成24年4月1日	財団法人相模原市中小企業勤労	
おいる一次のは一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		者福祉サービスセンターから財	
		団法人相模原市勤労者福祉サー	
スセンター		ビスセンターに改称し、公益財	
		団法人に移行	
	平成3年2月28日	設立	
株式会社ウイッツコ	平成14年10月1日	株式会社アポロコミュニティか	
ミュニティ		ら株式会社ウイッツコミュニテ	
		ィに改称	

# 3 規模

構成員		職員数等	基本財産等	
公益財団法人相模原	役 員	10名	基本財産	
市勤労者福祉サービ	職員	1 2 名	200,000千円	
スセンター				
株式会社ウイッツコ	役 員	4 名	資本金	
ミュニティ	従業員	197名	50,000千円	

# 4 事業概要等

# (1)事業概要

構成員	車業脚亜
傾以貝	争耒慨安

	扨	爰事業
	タ	シニア(高齢者)の健康及び生活の質(QOL)向上支
	ソ	介護業務
	セ	不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
	ス	環境保全及び創造に関する事業
	シ	貯水槽清掃及び保守
	サ	净化槽保守
コミュニティ	コ	建築工事
株式会社ウイッツ	ケ	管工事
	ク	営繕工事
	+	消防施設工事
	・ カ	電気設備保守
	オ	電気工事
	I	建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃
	・ ウ	中高層分譲共同住宅管理業
	, イ	建物管理業
	ア	- じいにコムスの日的で足成するために必要な事業 - ビル清掃業及びビル警備
	ケク	その他当法人の目的を達成するために必要な事業
	カキ	勤労者等の活動を支援する施設に係る管理運営事業
ービスセンター	オカ	動労有等の未暇心動に負する事業 勤労者等の生涯生活の安定に資する事業
原市勤労者福祉サ	エ	勤労者等の財産形成に資する事業 勤労者等の余暇活動に資する事業
公益財団法人相模	ウェ	勤労者等の自己啓発に資する事業
	1	勤労者等の健康の維持増進に資する事業
	ア	勤労者等の生活の安定に資する事業

# (2)公の施設の管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模	相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者(平
	成16年4月から現在に至る。)
原市勤労者福祉サ	共同企業体の構成員としての指定管理者(平成 2 6
ービスセンター	年 4 月から)

- ア 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18年4月から平成21年3月まで)
- イ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21 年4月から平成26年3月まで)
- ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

# 株式会社ウイッツ コミュニティ

- エ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)
- オ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から 現在に至る。)
- カ 相模原市立環境情報センターの指定管理者(平成29 年4月から現在に至る。)

アからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

### 議案第129号関係資料(その2)

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

サン・エールさがみはら管理運営グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月14日(参加数 6団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月23日から同年8月24日まで(申請数 2 団体)

#### (3)候補団体以外の申請団体

名称	所在地
公益財団法人神奈川県労働福	横浜市中区寿町1丁目4番地
祉協会	

### (4)選考

平成30年9月18日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立勤労者総合福祉センターに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(厚生労働省職員)及び委員(大学教授1名、公認会計士1名、市職

# 員2名) 計5名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
事業計画				
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 8	
	施設等の維持管理の計画・内容	5 0	4 4	
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 4	
内	市民サービス水準の確保及び向上	5 0	4 2	
訳	団体独自の発想に基づく提案	4 0	4 0	
D/\	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 4	
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6	
	小計	3 2 0	2 7 8	
管理	星を行う能力			
	申請団体の経営状況	2 0	1 6	
	組織・人員体制	2 0	1 5	
	雇用及び労働条件	2 0	1 3	
内	申請団体の事業実績	2 0	1 8	
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0	
D/\	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 6	
	公共性への取組	2 0	1 6	
	法令等の遵守	2 0	1 2	
	小計	1 8 0	1 3 6	
収支	を計画・経費的効果			
内	収支計画の妥当性	4 0	3 0	
訳	経費的効果	6 0	3 0	
۵/۱	小計	1 0 0	6 0	
	合計 600 474			

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に

関する合計得点における最低基準得点は、275点とした。

(イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	4 3 6

(ウ)申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
サン・エールさがみはら管理運営グループ	7 9
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	72.6

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室
- 2 指定管理者

所在地 東京都中央区築地 5 丁目 5 番 1 2 号 名 称 西洋フード・コンパスグループ株式会社

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

### 議案第130号関係資料(その1)

西洋フード・コンパスグループ株式会社の概要

1 設立年月日等

昭和22年9月6日 設立

平成19年4月1日 株式会社西洋フードシステムズから西洋フード・コンパ スグループ株式会社に改称

- 2 規模
- (1)従業員数等 役員8名、従業員22,866名
- (2)資本金 100,000,000円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 食品の製造・加工業及び卸小売業
  - イ 乳製品及び清涼飲料水の製造並びに卸小売業
  - ウ 酒類及び塩・たばこの販売業
  - エ 給食・貸席及び宴会の受託
  - オ 食堂・飲食店・結婚式場・宴会場・保養所・宿泊施設・観光娯楽施設・公 衆浴場施設・スポーツ施設・劇場・映画館・興行場等の経営及び運営受託
  - カ オに掲げる店舗・施設の設計施工業及び経営コンサルタント業
  - キ オに掲げる店舗・施設における代金精算システムの企画・開発、それに関わる機器の販売・保守・輸出入業及び賃貸業
  - ク 厨房設備器具・食堂 什器備品及び食器類の販売・保守・輸出入業並びに 賃貸業
  - ケ 自動販売機及び娯楽機のオペレーション並びに機械の修理販売・賃貸業
  - コ スポーツクラブ・スポーツ教室・カルチャー教室の経営及び運営受託
  - サ 物品の販売に関する事業
  - シ ホテル業・一般旅行業・国内旅行業・旅行業代理店業
  - ス 一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
- (2)公の施設の主な管理実績
  - ア 相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の

指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

- イ 足立区立鋸南自然の家の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
- ウ 刈谷市民休暇村の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
- エ 府中市民保養所やちほの指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)

# 議案第130号関係資料(その2)

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室 の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

西洋フード・コンパスグループ株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月4日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月22日(参加数 2団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 2 団体)

## (3)候補団体以外の申請団体

名称	所在地	
ギオン・グループ	相模原市中央区南橋本1丁目5番1号	

# (4)選考

平成30年9月11日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模川自然の村及び相模川自然の村野外体験教室指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員2名)

# 計5名(うち1名欠席)

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事業	<b>養計画</b>		
内	管理運営に対する基本方針等	1 6	1 4
	施設等の維持管理の計画・内容	3 2	3 0
	年間事業計画の理念・内容	3 2	2 4
	市民サービス水準の確保及び向上	4 0	2 9
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 2
訳	管理に必要な人員の配置	3 2	2 2
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	3 2	2 6
	地域活性化に資する取組	3 2	2 8
	小計	2 5 6	2 0 5
管理	里を行う能力		
	申請団体の経営状況	1 6	1 5
	組織・人員体制	1 6	1 5
	雇用及び労働条件	1 6	1 3
内	申請団体の事業実績	1 6	1 6
	施設の安全、衛生管理等の体制	3 2	2 8
訳	個人情報保護及び情報公開の体制	1 6	1 3
	公共性への取組	1 6	1 3
	法令等の遵守	1 6	1 2
	小計	1 4 4	1 2 5
収3	を計画・経費的効果		
内	収支計画の妥当性	3 2	2 4
	経費的効果	4 8	2 9
訳	小計	8 0	5 3
	合計	4 8 0	3 8 3

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に

関する合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・グループ	3 7 3

(ウ)申請のあった2団体について、配点の合計(480点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
西洋フード・コンパスグループ株式会社	79.7
ギオン・グループ	77.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立緑の休暇村センター他2施設) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相 模原市立津久井合唱館

2 指定管理者

所在地 相模原市緑区青根 1 1 0 5 番地 名 称 一般社団法人青根振興協議会

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第131号関係資料(その1)

- 一般社団法人青根振興協議会の概要
- 1 設立年月日平成20年10月2日
- 2 規模

従業員数等 役員19名、従業員34名

- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 地域振興に関する研究及びイベント開催
  - イ 地域内の各組織及び団体との連絡協調
  - ウ 相模原市立青根緑の休暇村「いやしの湯」「休暇村センター」「合唱館」 の管理運営に関する事業
  - エ 公共施設の維持管理に関する事業の受託
  - オ アからエまでのほか、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び 相模原市立津久井合唱館の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

# 議案第131号関係資料(その2)

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯 及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者の選考について

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす一般社団法人青根振興協議会(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価し たこと。
- (3)候補団体の経営状況がおおむね良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件

地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の 本拠となる事務所を有する法人その他の団体

- (2)指定管理者の申請の受付等
  - ア 申請要項の配布 平成30年6月11日から同年7月2日まで
  - イ 説明会 平成30年6月12日
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで

### (3)選考

平成30年9月11日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点

# を行った。

# ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員2名) 計5名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

A /		
評価項目	配点	得点
計画		
管理運営に対する基本方針等	2 0	1 5
施設等の維持管理の計画・内容	6 0	3 6
年間事業計画の理念・内容	4 0	2 6
市民サービス水準の確保及び向上	4 0	2 6
団体独自の発想に基づく提案	6 0	3 9
管理に必要な人員の配置	4 0	2 4
利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 4
地域活性化に資する取組	4 0	3 2
小計	3 4 0	2 2 2
を行う能力		
申請団体の経営状況	2 0	8
組織・人員体制	2 0	1 1
雇用及び労働条件	2 0	1 5
申請団体の事業実績	2 0	1 4
施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	2 8
個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 2
公共性への取組	2 0	1 4
法令等の遵守	2 0	1 3
小計	1 8 0	1 1 5
計画・経費的効果		
収支計画の妥当性	4 0	2 6
	4 0	2 0
	管理運営に対する基本方針等 施設等の維持管理の計画・内容 年間事業計画の理念・内容 市民サービス水準の確保及び向上 団体独自の発想に基づく提案 管理に必要な人員の配置 利用者満足度・利用者ニーズの把握 地域活性化に資する取組 小計 を行う能力 申請団体の経営状況 組織・人員体制 雇用及び労働条件 申請団体の事業実績 施設の安全、衛生管理等の体制 の大性への取組 は会等の遵守 小計 計画・経費的効果	<ul> <li>管理運営に対する基本方針等</li> <li>施設等の維持管理の計画・内容</li> <li>市民サービス水準の確保及び向上</li> <li>団体独自の発想に基づく提案</li> <li>管理に必要な人員の配置</li> <li>利用者満足度・利用者ニーズの把握</li> <li>地域活性化に資する取組</li> <li>小計</li> <li>を行う能力</li> <li>申請団体の経営状況</li> <li>組織・人員体制</li> <li>雇用及び労働条件</li> <li>申請団体の事業実績</li> <li>施設の安全、衛生管理等の体制</li> <li>公共性への取組</li> <li>公共性への取組</li> <li>法令等の遵守</li> <li>小計</li> <li>180</li> <li>計画・経費的効果</li> <li>収支計画の妥当性</li> </ul>

訳	小計	8 0	4 6
	合計	600	3 8 3

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、63.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立鳥居原ふれあいの館) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立鳥居原ふれあいの館
- 2 指定管理者所在地 相模原市緑区鳥屋 7 5 0 番地名 称 有限会社鳥居原
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

相模原市立鳥居原ふれあいの館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第132号関係資料(その1)

# 有限会社鳥居原の概要

- 1 設立年月日平成16年11月25日
- 2 規模
- (1)従業員数等 役員7名、従業員25名
- (2)資本金 3,010,000円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 農林産物の販売
  - イ 加工食品の販売
  - ウ 地域の伝統技術等を活かした土産物の販売
  - エ 飲食店の経営
  - オ 農林産物の直営店の管理運営業務
  - カ アからオまでに附帯する一切の業務
- (2)公の施設の管理実績

相模原市立鳥居原ふれあいの館の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。)

# 議案第132号関係資料(その2)

相模原市立鳥居原ふれあいの館の指定管理者の選考について

相模原市立鳥居原ふれあいの館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす有限会社鳥居原(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価し たこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件

農業者が構成員の過半を占め、かつ、地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

- (2)指定管理者の申請の受付等
  - ア 申請要項の配布 平成30年6月11日から同年7月4日まで
  - イ 説明会 平成30年6月12日
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで

### (3)選考

平成30年9月11日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立鳥居原ふれあいの館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員2名)

計5名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事第	美計画		
内	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 5
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 5
	年間事業計画の理念・内容	6 0	4 5
	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 5
-	団体独自の発想に基づく提案	4 0	2 8
訳	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 2
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 6 0	2 7 6
管理	<b>里を行う能力</b>		
	申請団体の経営状況	2 0	1 5
	組織・人員体制	2 0	1 5
	雇用及び労働条件	2 0	1 6
内	申請団体の事業実績	2 0	1 4
-	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	2 8
訳	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 1
	公共性への取組	2 0	1 4
	法令等の遵守	2 0	1 3
	小計	1 8 0	1 2 6
収支	<b>を計画・経費的効果</b>		
内	収支計画の妥当性	4 0	2 8
	経費的効果	2 0	9
訳	小計	6 0	3 7
	合計	6 0 0	4 3 9

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に

関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、73.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立藤野やまなみ温泉) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立藤野やまなみ温泉
- 2 指定管理者所在地 相模原市緑区牧野4231番地5名 称 牧野地域振興協議会グループ
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第133号関係資料(その1)

# 牧野地域振興協議会グループの概要

# 1 構成員

相模原市緑区牧野 4 2 3 1 番地 5 株式会社牧野地域振興協議会 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

# 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
株式会社牧野地域振	平成18年9月15日	設立	
興協議会			
	昭和37年6月14日	設立	
	昭和49年4月1日	財団法人相模原市開発公社から	
		財団法人相模原市都市整備公社	
		に改称	
公益財団法人相模原	平成23年4月1日	公益財団法人に移行	
市まち・みどり公社	平成26年4月1日	公益財団法人相模原市みどりの	
		協会と合併し、公益財団法人相	
		模原市都市整備公社から公益財	
		団法人相模原市まち・みどり公	
		社に改称	

# 3 規模

構成員		従業員数等	資本金等
株式会社牧野地域振	役員	9名	資本金
興協議会	従業員	3 6 名	6,000千円
公益財団法人相模原	役員	13名	基本財産
市まち・みどり公社	職員	115名	206,578千円

# 4 事業概要等

# (1)事業概要

構成員		事業概要
	ア	藤野やまなみ温泉の管理運営に関する事業
	1	公共施設の維持管理に関する事業の受託
	ウ	各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行
	Ę	事の主催
株式会社牧野地域	エ	観光用土産品の販売及びレストランの経営
振興協議会	オ	酒類、清涼飲料水及び陶芸品の販売
	カ	たばこの販売
	+	農林産物の販売
	ク	地域振興及び地域貢献に関する事業
	ケ	アからクまでに附帯する一切の業務
	ア	都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整
	17	<b>備に関する事業</b>
   公益財団法人相模	1	都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整
原市まち・みどり	17	<b>備に関する事業</b>
公社	ウ	都市機能の維持及び増進に関する事業
	エ	豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業
	オ	みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業
	カ	その他この法人の目的を達成するために必要な事業

# (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成19
株式会社牧野地域	年2月から現在に至る。)
振興協議会	共同企業体の構成員としての指定管理者(平成22
	年 4 月から)
	ア 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成
	22年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平
	成18年4月から現在に至る。)
	ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者
公益財団法人相模	(平成18年4月から現在に至る。)

# 公社

原市まち・みどり | エ 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相 模の大凧センターの指定管理者(平成18年4月から 現在に至る。)

> アからウまでについては、共同企業体の構成員とし ての指定管理者(イについては平成26年4月から、 ウについては平成21年4月から)

# 議案第133号関係資料(その2)

相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

牧野地域振興協議会グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として 選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会 平成30年6月13日(参加数 1団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年9月11日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立藤野やまなみ温泉に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員2 名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事業	<b>養計画</b>		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	2 0
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 8
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 4
内	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	3 9
訳	団体独自の発想に基づく提案	6 0	5 1
п/\	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 2
	地域活性化に資する取組	4 0	3 8
	小計	3 6 0	2 8 8
管理	里を行う能力		
	申請団体の経営状況	2 0	1 7
	組織・人員体制	2 0	1 4
	雇用及び労働条件	2 0	1 4
内	申請団体の事業実績	2 0	2 0
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0
п/\	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 3
	公共性への取組	2 0	1 8
	法令等の遵守	2 0	1 4
	小計	1 8 0	1 4 0
収3	を計画・経費的効果		
内	収支計画の妥当性	4 0	2 8
	経費的効果	2 0	1 2
٦/١	小計	6 0	4 0
	合計	6 0 0	4 6 8

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、78点である。

指定管理者の指定について(相模原市立相模川ふれあい科学館) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立相模川ふれあい科学館
- 2 指定管理者

所在地 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビル南館9階名 称 株式会社江ノ島マリンコーポレーション

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第134号関係資料(その1)

## 株式会社江ノ島マリンコーポレーションの概要

1 設立年月日等

昭和27年7月19日 設立

平成16年3月31日 株式会社江ノ島水族館から株式会社江ノ島マリンコーポレーションに改称

- 2 規模
- (1)従業員数等 役員5名、従業員154名
- (2)資本金 68,000,000円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 水族館の経営
  - イ 養魚場の経営
  - ウ 魚類の販売
  - エ 動物園の経営
  - オ 自然科学博物館の経営
  - カ 水族に関するコンサルタント
  - キ 水生生物の疾病の診断治療
  - ク 索道事業の経営
  - ケ 自動車運送事業の経営
  - コ 飲食店の経営
  - サ 売店の経営
  - シ 不動産の売買・賃貸及び仲介
  - ス たばこの販売
  - セ アからスまでに附帯する一切の事業
- (2)公の施設の管理実績
  - ア 相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者(平成26年1月から現在 に至る。)
  - イ 岐阜県世界淡水魚園水族館の指定管理者(平成16年7月から現在に至

#### 議案第134号関係資料(その2)

相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

株式会社江ノ島マリンコーポレーション(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月18日(参加数 1団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年9月4日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、 それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立相模川ふれあい科学館指定管理 者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準 に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(神奈川県職員)及び委員(大学准教授1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事業	<b>《計画</b>		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	2 0
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 6
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 6
内	市民サービス水準の確保及び向上	4 0	3 2
	団体独自の発想に基づく提案	6 0	5 6
訳	管理に必要な人員の配置	4 0	3 2
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 6
	地域活性化に資する取組	4 0	3 4
	小計	3 2 0	282
管理	<b>惺を行う能力</b>		
	申請団体の経営状況	2 0	1 2
	組織・人員体制	2 0	1 7
	雇用及び労働条件	2 0	1 7
内	申請団体の事業実績	2 0	2 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 4
訓	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 6
	公共性への取組	2 0	1 9
	法令等の遵守	2 0	1 8
	小計	1 8 0	1 5 3
収支	計画・経費的効果		
内	収支計画の妥当性	4 0	3 2
訳	経費的効果	6 0	3 2
п/\ 	小計	1 0 0	6 4
	合計	6 0 0	4 9 9

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、240点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、83.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(横山公園他 2 施設) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 横山公園、鹿沼公園及び小山公園
- 2 指定管理者所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号名 称 横山公園グループ運営共同企業体
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

# 提案の理由

横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第135号関係資料(その1)

# 横山公園グループ運営共同企業体の概要

# 1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 平塚市真田4丁目39番38号 東海体育指導株式会社

# 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	昭和37年6月14日	設立	
	昭和49年4月1日	財団法人相模原市開発公社から	
		財団法人相模原市都市整備公社	
		に改称	
公益財団法人相模原	平成23年4月1日	公益財団法人に移行	
市まち・みどり公社	平成26年4月1日	公益財団法人相模原市みどりの	
		協会と合併し、公益財団法人相	
		模原市都市整備公社から公益財	
		団法人相模原市まち・みどり公	
		社に改称	
東海体育指導株式会	昭和54年3月20日	設立	
社			

# 3 規模

構成員	職員数等		基本財産等
公益財団法人相模原	役 員	13名	基本財産
市まち・みどり公社	職員	115名	206,578千円
東海体育指導株式会	役 員	8 名	資本金
社	従業員	102名	10,000千円

## 4 事業概要等

# (1)事業概要

構成員	事業概要		
	ア	都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整	
	1	<b>備に関する事業</b>	
小苏时团注入招牌	1	都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整	
公益財団法人相模    原市まち・みどり	1	<b>備に関する事業</b>	
公社	ウ	都市機能の維持及び増進に関する事業	
	エ	豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業	
	オ	みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業	
	カ	その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
	ア	スイミングクラブの管理経営	
	1	体育スポーツに関する企画運営	
	ウ	スポーツ用品の器具及び機械の販売	
	エ	体育施設及び教育施設の清掃業務	
	オ	体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備	
	カ	労働者派遣事業	
	+	介護及び福祉サービスの提供	
東海体育指導株式	ク	スクールバス等の運行及び送迎サービス	
会社	ケ	催事の企画及び運営	
	コ	公園施設の管理、保守及び点検	
	サ	レジャー施設の保守及び管理	
	シ	ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営	
	ス	公衆浴場の企画、運営及び経営	
	セ	飲食店の企画、運営及び経営	
	ソ	インターネット関連事業	
	タ	アからソまでに附帯する一切の業務	

# (2)公の施設の主な管理実績

 構成員	管理実績		
	ア 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平		
	·		
	成18年4月から現在に至る。)		
	イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びト 		
	レーニング室を除く。)、相模台公園及び古淵鵜野森公		

園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレ ーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に 至る。) エ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの 指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコー ト、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレット 公益財団法人相模 原市まち・みどり ゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至 公社 る。) カ 相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び相模原麻 溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広 場及びグラウンドを除く。)の指定管理者(平成26年 4月から(財団法人みどりの協会としては平成18年 4月から)現在に至る。) キ 道保川公園及び相模大野中央公園の指定管理者(平 成26年4月から現在に至る。) アからオまでについては、共同企業体の構成員とし ての指定管理者(アについては平成26年4月から、 イについては平成21年4月から、ウについては同年 6月から) ア 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコー ト、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレット ゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至 る。) イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びト レーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相 模台公園、古淵鷀野森公園及び大野台南テニスコート 東海体育指導株式 の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) 会社 ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレ

ーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に

至る。)

エ 伊勢原市総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び 東富岡公園の指定管理者(平成20年4月から現在に 至る。)

いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第135号関係資料(その2)

横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

横山公園グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月14日(参加数 11団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 2 団体)

#### (3)候補団体以外の申請団体

名称	所在地
相模原パークコミュニティJV	相模原市中央区相模原4丁目9番8号

## (4)選考

平成30年10月17日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された横山公園、鹿沼公園及び小山公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

## ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点				
事業	<b>計画</b>						
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 7				
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 2				
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0				
内	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 8				
訳	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 4				
訓	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6				
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 8				
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6				
	小計	3 4 0	2 6 1				
管理	<b>星を行う能力</b>						
	申請団体の経営状況	2 0	1 5				
	組織・人員体制	2 0	1 5				
	雇用及び労働条件	2 0	1 3				
内	申請団体の事業実績	2 0	1 9				
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 4				
٦/١	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 1				
	公共性への取組	2 0	2 0				
	法令等の遵守	2 0	1 4				
	小計	1 6 0	1 2 1				
収支	を計画・経費的効果						
内	収支計画の妥当性	4 0	2 0				
訳	経費的効果	6 0	5 5				
п/\	小計	1 0 0	7 5				
	合計 600 457						

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。 (イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
相模原パークコミュニティJV	4 5 4

(ウ)申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
横山公園グループ運営共同企業体	76.1
相模原パークコミュニティJV	75.6

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(淵野辺公園他4施設) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコート

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 名 称 淵野辺公園グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 提案の理由

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第136号関係資料(その1)

# 淵野辺公園グループ運営共同企業体の概要

# 1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 平塚市真田4丁目39番38号 東海体育指導株式会社 東京都豊島区巣鴨2丁目6番1号 株式会社パティネレジャー 大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番23号 美津濃株式会社

# 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	昭和37年6月14日	設立	
	昭和49年4月1日	財団法人相模原市開発公社から	
		財団法人相模原市都市整備公社	
		に改称	
公益財団法人相模原	平成 2 3 年 4 月 1 日	公益財団法人に移行	
市まち・みどり公社	平成26年4月1日	公益財団法人相模原市みどりの	
		協会と合併し、公益財団法人相	
		模原市都市整備公社から公益財	
		団法人相模原市まち・みどり公	
		社に改称	
東海体育指導株式会	昭和54年3月20日	設立	
社			
	昭和51年1月13日	設立	
株式会社パティネレ	平成24年1月4日	株式会社パティネ商会を吸収合	
がシャー		併し、株式会社レジャーインダ	
		ストリーから株式会社パティネ	

		レジャーに改称
	平成 2 7年 6月 1 6日	有限会社レジャーを吸収合併
美津濃株式会社	大正12年7月19日	設立

# 3 規模

構成員		職員数等基本財産等	
公益財団法人相模原	役員	13名	基本財産
市まち・みどり公社	職員	115名	206,578千円
東海体育指導株式会	役員	8 名	資本金
社	従業員	102名	10,000千円
株式会社パティネレ	役 員	8 名	資本金
ジャー	従業員	6 3 名	85,000千円
<b>学海佛州子</b> 人刘	役員	9 名	資本金
美津濃株式会社 	従業員	2,394名	26,137,417千円

# 4 事業概要等

# (1)事業概要

構成員	事業概要		
	ア	都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整	
	1	<b>備に関する事業</b>	
   公益財団法人相模	1	都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整	
原市まち・みどり	1	<b>備に関する事業</b>	
公社	ウ	都市機能の維持及び増進に関する事業	
	エ	豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業	
	オ	みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業	
	カ	その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
	ア	スイミングクラブの管理経営	
	1	体育スポーツに関する企画運営	
	ウ	スポーツ用品の器具及び機械の販売	
	エ	体育施設及び教育施設の清掃業務	
	オ	体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備	
	カ	労働者派遣事業	
	+	介護及び福祉サービスの提供	

東海体育指導株式	ク	スクールバス等の運行及び送迎サービス
会社	ケ	催事の企画及び運営
	コ	公園施設の管理、保守及び点検
	サ	レジャー施設の保守及び管理
	シ	ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営
	ス	公衆浴場の企画、運営及び経営
	セ	飲食店の企画、運営及び経営
	ソ	インターネット関連事業
	タ	アからソまでに附帯する一切の業務
	ア	スポーツ施設及び娯楽施設の設計施工
	1	同上施設の管理請負及び経営
	ウ	同上施設に係る管工事、とび・土木工事及び建築工
	哥	事の施工請負
株式会社パティネ	エ	同上施設に設置又は備え置く機械器具及び営業用備
レジャー	튭	<b>己の販売及びリース</b>
	オ	食堂の経営及び飲料水の販売
	カ	不動産の賃貸及び管理
	+	発電並びに電気の供給及び販売
	ク	アからキまでに附帯又は関連する一切の業務
	ア	各種体育運動具、体育機械及び運動用靴の製造販売
	及	<b>込び輸出入</b>
	1	運動競技場の設計、監理及び工事請負
	ウ	清涼飲料水、健康食品、楽器及び文具の販売
	エ	医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、電気
	į	<b>通信機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器</b>
	Ì	具及びスポーツ用衣服製造機械器具の販売及びリース
	当	<b>ĕ</b>
美津濃株式会社	オ	ゴルフ場、遊園地及びスポーツ・レクリェーション
	旅	施設の経営並びにゴルフ等会員権の売買
	カ	各種スポーツスクールの経営
	+	スポーツ及び各種文化的催物の企画運営並びにそれ

らの入場券の販売あっせん業務

ク 各種スポーツ用品、自動車、各種船舶及び旅行用品のレンタル業

ケ スポーツ施設の経営、スポーツ用品の販売及びスポーツ技能取得に関わる教育研修業務

# (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績		
	ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びト		
	レーニング室を除く。)、相模台公園及び古淵鵜野森		
	公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)		
	イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレ		
	ーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に		
	至る。)		
	ウ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの		
	指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)		
	エ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平		
	成18年4月から現在に至る。)		
	オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコー		
公益財団法人相模	ト、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレット		
原市まち・みどり	ゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至		
公社	る。)		
	カ 相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び相模原麻		
	溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広		
	場及びグラウンドを除く。)の指定管理者(平成26年		
	4月から(財団法人みどりの協会としては平成18年		
	4月から)現在に至る。)		
	キ 道保川公園及び相模大野中央公園の指定管理者(平		
	成26年4月から現在に至る。)		
	アからオまでについては、共同企業体の構成員とし		
	ての指定管理者(アについては平成21年4月から、		
	イについては同年6月から、エについては平成26年		

	4月から)
	ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びト
	レーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相
	模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコート
	の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)
	イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレ
	ーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に
	至る。)
東海体育指導株式	/   ウ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコー
会社	ト、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレット
	ゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至
	る。)
	  エ 伊勢原市総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び
	東富岡公園の指定管理者(平成20年4月から現在に
	至る。)
	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレ
	ーニング室の指定管理者(平成24年1月から(株式会
	社パティネ商会としては平成21年6月から)現在に
	至る。)
	イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びト
株式会社パティネ	レーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相
レジャー	模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコート
	の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)
	ウ 茅野市運動公園国際スケートセンターの指定管理者
	(平成18年4月から現在に至る。)
	ア及びイについては、共同企業体の構成員としての
	指定管理者
	ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びト
	レーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相
	模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコート

	,
	イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレ
	ーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に
关油油性子会社	至る。)
美津濃株式会社	ウ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平
	成26年4月から現在に至る。)
	エ 宮代町総合運動公園の指定管理者(平成20年4月
	から現在に至る。)
	オ 京都市西京極総合運動公園プール施設及び西院公園
	の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)

の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第136号関係資料(その2)

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び 大野台南テニスコートの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

淵野辺公園グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計 得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月15日(参加数 8団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

## (3)選考

平成30年10月16日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事第	<b>巻計画</b>		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 6
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 2
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0
内	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 2
訳	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 2
司人	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 8
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 4 0	2 5 2
管理	<b>里を行う能力</b>		
	申請団体の経営状況	2 0	1 5
	組織・人員体制	2 0	1 5
	雇用及び労働条件	2 0	1 3
内	申請団体の事業実績	2 0	2 0
訳	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 5
п/\ 	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 1
	公共性への取組	2 0	1 8
	法令等の遵守	2 0	1 4
	小計	1 6 0	1 2 1
以引	を計画・経費的効果		
内	収支計画の妥当性	4 0	2 6
訳	経費的効果	6 0	3 4
μ/\	小計	1 0 0	6 0
	合計	6 0 0	4 3 3

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場

合の得点は、72.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原北公園(スポーツ広場を除く。)他3 施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)及び相模大野中央公園

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 名 称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 提案の理由

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)及び相模大野中央公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

# 議案第137号関係資料(その1)

#### 公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

1 設立年月日等

昭和37年6月14日 設立

昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整 備公社に改称

平成23年4月1日 公益財団法人に移行

平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団 法人都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり 公社に改称

- 2 規模
- (1)職員数等 役員13名、職員115名
- (2)基本財産 206,578,471円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業
  - イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業
  - ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業
  - エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業
  - オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業
  - カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の主な管理実績
  - ア 相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び相模原麻溝公園(競技場、第2 競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)の指定管理者(平成26年4月から(財団法人みどりの協会としては平成18年4月から)現在に至る。)
  - イ 道保川公園及び相模大野中央公園の指定管理者(平成26年4月から現在 に至る。)
  - ウ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在

に至る。)

- エ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、 相模台公園及び古淵鵜野森公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至 る。)
- オ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)
- カ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)
- キ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉 グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から 現在に至る。)

イからキまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(ウについては平成26年4月から、エについては平成21年4月から、オについては同年6月から)

# 議案第137号関係資料(その2)

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園 (競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除 く。)及び相模大野中央公園の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月20日(参加数 2団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 2 団体)

#### (3)候補団体以外の申請団体

名称	所在地
横浜植木株式会社	横浜市南区唐沢 1 5 番地

#### (4)選考

平成30年10月16日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園及び相模大野中央公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員2名) 計5名

# イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目     配点     得点       中報     管理運営に対する基本方針等     20     17       施設等の維持管理の計画・内容     60     48       年間事業計画の理念・内容     40     32       市民サービス水準の確保及び向上     60     48       団体独自の発想に基づく提案     40     36       管理に必要な人員の配置     40     32       利用者満足度・利用者ニーズの把握     40     36       小計     340     281       管理を行う能力       申請団体の経営状況     20     20       組織・人員体制     20     16       雇用及び労働条件     20     17       申請団体の事業実績     20     13       施設の安全、衛生管理等の体制     20     13       個人情報保護及び情報公開の体制     20     13       公共性への取組     20     13       小計     160     131       収支計画の妥当性     40     28       経費的効果     60     36       小計     100     64					
管理運営に対する基本方針等       20 17         施設等の維持管理の計画・内容       60 48         年間事業計画の理念・内容       40 32         市民サービス水準の確保及び向上       60 48         団体独自の発想に基づく提案       40 32         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40 32         地域活性化に資する取組       40 36         小計       340 281         管理を行う能力       20 16         雇用及び労働条件       20 16         雇用及び労働条件       20 17         申請団体の事業実績       20 20         施設の安全、衛生管理等の体制       20 13         公共性への取組       20 19         法令等の遵守       20 13         収支計画・経費的効果       40 28         経費的効果       40 28         経費的効果       40 28	評価項目		配点	得点	
施設等の維持管理の計画・内容 6 0 4 8 年間事業計画の理念・内容 4 0 3 2 市民サービス水準の確保及び向上 6 0 4 8 団体独自の発想に基づく提案 4 0 3 6 管理に必要な人員の配置 4 0 3 2 利用者満足度・利用者ニーズの把握 4 0 3 2 地域活性化に資する取組 4 0 3 6 小計 3 4 0 2 8 1 管理を行う能力	事業	<b>《計画</b>			
中間事業計画の理念・内容       40       32         市民サービス水準の確保及び向上       60       48         団体独自の発想に基づく提案       40       36         管理に必要な人員の配置       40       32         利用者満足度・利用者ニーズの把握       40       36         地域活性化に資する取組       40       36         小計       340       281         管理を行う能力       20       16         組織・人員体制       20       16         雇用及び労働条件       20       17         申請団体の事業実績       20       13         施設の安全、衛生管理等の体制       20       13         公共性への取組       20       13         公共性への取組       20       13         以支等の遵守       20       13         収支計画・経費的効果       40       28         経費的効果       60       36		管理運営に対する基本方針等	2 0	1 7	
市民サービス水準の確保及び向上		施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 8	
内 訳団体独自の発想に基づく提案4036管理に必要な人員の配置4032利用者満足度・利用者ニーズの把握4036地域活性化に資する取組4036小計340281管理を行う能力申請団体の経営状況2016雇用及び労働条件2017申請団体の事業実績2017施設の安全、衛生管理等の体制2013個人情報保護及び情報公開の体制2013公共性への取組2013公共性への取組2013以支件の適守2013収支計画・経費的効果4028経費的効果4028経費的効果6036		年間事業計画の理念・内容	4 0	3 2	
団体独自の発想に基づく提案		市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 8	
管理に必要な人員の配置4032利用者満足度・利用者ニーズの把握4032地域活性化に資する取組4036小計340281管理を行う能力2020組織・人員体制2016雇用及び労働条件2017申請団体の事業実績2017施設の安全、衛生管理等の体制2013個人情報保護及び情報公開の体制2013公共性への取組2019法令等の遵守2013収支計画・経費的効果4028経費的効果6036		団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 6	
地域活性化に資する取組     40     36       小計     340     281       管理を行う能力     20     20       組織・人員体制     20     16       雇用及び労働条件     20     17       申請団体の事業実績     20     20       施設の安全、衛生管理等の体制     20     13       個人情報保護及び情報公開の体制     20     13       公共性への取組     20     19       法令等の遵守     20     131       収支計画・経費的効果     40     28       経費的効果     60     36	九	管理に必要な人員の配置	4 0	3 2	
小計     340     281       管理を行う能力     20     20       申請団体の経営状況     20     16       雇用及び労働条件     20     17       申請団体の事業実績     20     20       施設の安全、衛生管理等の体制     20     13       個人情報保護及び情報公開の体制     20     13       公共性への取組     20     19       法令等の遵守     20     13       収支計画・経費的効果     40     28       経費的効果     60     36		利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 2	
管理を行う能力       20       20         組織・人員体制       20       16         雇用及び労働条件       20       17         申請団体の事業実績       20       20         施設の安全、衛生管理等の体制       20       13         個人情報保護及び情報公開の体制       20       19         法令等の遵守       20       13         収支計画・経費的効果       40       28         経費的効果       60       36		地域活性化に資する取組	4 0	3 6	
申請団体の経営状況2020組織・人員体制2016雇用及び労働条件2017申請団体の事業実績2020施設の安全、衛生管理等の体制2013個人情報保護及び情報公開の体制2013公共性への取組2019法令等の遵守2013小計160131収支計画・経費的効果4028内 訳経費的効果6036		小計	3 4 0	2 8 1	
内 (内) (記)組織・人員体制 雇用及び労働条件 申請団体の事業実績 施設の安全、衛生管理等の体制 個人情報保護及び情報公開の体制 公共性への取組 公共性への取組 小計20 20 13 20 19 160 131収支計画・経費的効果40 60 36	管理	 里を行う能力			
内 市 市 市 		申請団体の経営状況	2 0	2 0	
内訳申請団体の事業実績2020施設の安全、衛生管理等の体制2013個人情報保護及び情報公開の体制2013公共性への取組2019法令等の遵守2013小計160131収支計画・経費的効果4028経費的効果6036		組織・人員体制	2 0	1 6	
内訳施設の安全、衛生管理等の体制2013個人情報保護及び情報公開の体制2013公共性への取組2019法令等の遵守2013小計160131収支計画・経費的効果4028経費的効果6036		雇用及び労働条件	2 0	1 7	
施設の安全、衛生管理等の体制2013個人情報保護及び情報公開の体制2013公共性への取組2019法令等の遵守2013小計160131収支計画・経費的効果4028経費的効果6036		申請団体の事業実績	2 0	2 0	
個人情報保護及び情報公開の体制     20     13       公共性への取組     20     19       法令等の遵守     20     13       小計     160     131       収支計画・経費的効果     40     28       経費的効果     60     36		施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 3	
法令等の遵守     20 13       小計     160 131       収支計画・経費的効果     40 28       投費的効果     60 36		個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 3	
小計     160     131       収支計画・経費的効果     40     28       内 設     経費的効果     60     36		公共性への取組	2 0	1 9	
収支計画・経費的効果     40     28       内 設     経費的効果     60     36		法令等の遵守	2 0	1 3	
内 訳収支計画の妥当性4028経費的効果6036		小計	1 6 0	1 3 1	
内     経費的効果     60     36	収支	計画・経費的効果			
経費的効果		収支計画の妥当性	4 0	2 8	
100   64		経費的効果	6 0	3 6	
100 04		小計	1 0 0	6 4	
合計 600 476	合計		6 0 0	4 7 6	

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
横浜植木株式会社	4 4 2

(ウ)申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	79.3
横浜植木株式会社	7 3 . 6

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原麻溝公園動物広場) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 管理を行わせる施設の名称 相模原麻溝公園動物広場
- 2 指定管理者

所在地 東京都渋谷区代々木神園町3丁目1番地国立オリンピック記念青少年 総合センター内

名 称 公益財団法人ハーモニィセンター

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 提案の理由

相模原麻溝公園動物広場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年 年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第138号関係資料(その1)

## 公益財団法人ハーモニィセンターの概要

- 1 設立年月日等
  - 昭和51年12月23日 設立 平成25年4月1日 公益財団法人に移行
- 2 規模
- (1)職員数等 役員9名、職員71名
- (2)基本財産 20,000,000円
- 3 事業概要等
- (1)事業概要
  - ア ポニーキャンプ、ポニークラブ、動物広場、牧場等の運営
  - イ ポニーキャンプ、ポニークラブ、動物広場、牧場等の受託管理
  - ウ 教育、福祉、医療等の現場におけるポニー乗馬の普及
  - エ 川べり環境の整備及び活用の推進並びに社会教育に必要な指導者の養成
  - オ 国際文化交流及び国際相互交流活動の推進
  - カ 社会教育に関する調査研究の推進及び研究成果の普及
  - キ 新聞、雑誌、図書等の刊行及び電子媒体による情報発信
  - ク 旅行業
  - ケ 旅館業
  - コ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)公の施設の管理実績
  - ア 相模原麻溝公園動物広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
  - イ 目黒区立碑文谷公園ポニー園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

## 議案第138号関係資料(その2)

相模原麻溝公園動物広場の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人ハーモニィセンター(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価し たこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月21日(参加数 1団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

## (3)選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原麻溝公園動物広場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、獣医師1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

	得点			
事業	<b>巻計画</b>			
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 6	
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 2	
	年間事業計画の理念・内容	4 0	2 8	
内	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	5 4	
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 4	
i/\	管理に必要な人員の配置	4 0	3 4	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 8	
	地域活性化に資する取組	4 0	3 4	
	小計	3 4 0	2 7 0	
管理	<b>里を行う能力</b>			
	申請団体の経営状況	2 0	1 6	
	組織・人員体制	2 0	1 4	
	雇用及び労働条件	2 0	1 0	
内	申請団体の事業実績	2 0	2 0	
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 4	
<del> </del>	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 0	
	公共性への取組	2 0	1 3	
	法令等の遵守	2 0	1 0	
	小計	1 6 0	1 0 7	
収3	を計画・経費的効果			
内	収支計画の妥当性	4 0	2 6	
訳	経費的効果	6 0	2 8	
H/\	小計	1 0 0	5 4	
	合計	6 0 0	4 3 1	

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、71.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(峰山霊園及び柴胡が原霊園) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称 峰山霊園及び柴胡が原霊園
- 2 指定管理者

所在地 東京都港区三田4丁目7番27号 名 称 日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 提案の理由

峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第139号関係資料(その1)

## 日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体の概要

## 1 構成員

東京都港区三田4丁目7番27号

株式会社日比谷アメニス

東京都港区港南2丁目15番1号品川インターシティーA棟28F

一般財団法人葬務事業振興会

## 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	昭和46年10月1日	設立	
株式会社日比谷アメ	平成3年7月1日	株式会社日比谷花壇造園土木か	
ニス		ら株式会社日比谷アメニスに改	
		称	
一般財団法人葬務事	平成 2 5 年 4 月 1 日	設立	
業振興会			

## 3 規模

構成員	従業員数等		資本金等
株式会社日比谷アメ	役 員	1 4 名	資本金
ニス	従業員	3 7 2 名	300,000千円
一般財団法人葬務事	役 員	5 名	資産の総額
業振興会	従業員	7名	9,011千円

## 4 事業概要等

## (1)事業概要

構成員	事業概要
	ア 造園土木、一般土木及び建築工事
	イ ゴルフ場建設及び各種競技場工事
	ウ 遊園器具及び体育器具設置工事
	エ 上記各工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売
	業務

	オ	観光施設、スポーツ施設、公園及び道路の経営及び
	3	受託運営
株式会社日比谷ア	カ	観光施設、スポーツ施設、公園及び道路の経営及び
メニス	2	受託運営に関するコンサルタント
	‡	生花及び商品の企画、開発、販売及びコンサルタン
	ŀ	
	ク	各種イベントの企画、実施及びコンサルタント
	ケ	売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務
	コ	広報及びプロモーションに関する企画及びコンテン
	"	ノ製作に関する業務
	サ	アからコまでに附帯する一切の業務
	ア	墓地・納骨堂・火葬場等の開設及び運営又は施設管
	耳	
	1	墓地移転補償調査
	ウ	公営墓地の調査及び助言又は支援
一般財団法人葬務	エ	民間霊園の経営補助業務
事業振興会	オ	葬祭施設に関する出版物等の電子媒体に関する販売
	カ	公営墓地の指定管理者制度導入推進活動
	+	災害等による墓地・納骨堂・火葬場施設の調査及び
	稻	夏興支援
	ク	その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## (2)公の施設の管理実績

構成員	管理実績		
	ア 峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者(平成26		
	年4月から現在に至る。)		
	イ 横浜市メモリアルグリーンの指定管理者(平成28		
株式会社日比谷ア	年4月から現在に至る。)		
メニス	ウ 木更津市霊園の指定管理者(平成30年4月から現		
	在に至る。)		
	ア及びイについては、共同企業体の構成員としての		
	指定管理者		

一般財団法人葬務 事業振興会 峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第139号関係資料(その2)

峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月19日(参加数 3団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された峰山霊園及び柴胡が原霊園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(大学教授1名、公認会計士1名、市職員2 名) 計5名(うち1名欠席)

- イ 評価基準・評価結果
- (ア)委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点		
事第	<b>美計画</b>				
	管理運営に対する基本方針等	1 6	1 1		
	施設等の維持管理の計画・内容	4 8	3 6		
	年間事業計画の理念・内容	3 2	2 0		
内	市民サービス水準の確保及び向上	4 8	3 9		
	団体独自の発想に基づく提案	3 2	2 4		
i/\	管理に必要な人員の配置	3 2	2 2		
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	3 2	2 8		
	地域活性化に資する取組	3 2	2 4		
	小計	272	2 0 4		
管理	型を行う能力				
	申請団体の経営状況	1 6	1 2		
	組織・人員体制	1 6	1 3		
内	雇用及び労働条件	1 6	1 2		
	申請団体の事業実績	1 6	1 2		
	施設の安全、衛生管理等の体制	1 6	1 1		
引	個人情報保護及び情報公開の体制	1 6	8		
	公共性への取組	1 6	9		
	法令等の遵守	1 6	8		
	小計	1 2 8	8 5		
収3	を計画・経費的効果				
内	収支計画の妥当性	3 2	2 4		
	経費的効果	4 8	4 3		
n/\	小計	8 0	6 7		
	合計 480 356				

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(480点)を100点満点に換算した場合の得点は、74.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市市営住宅) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 管理を行わせる施設の名称 相模原市市営住宅
- 2 指定管理者

所在地 相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 名 称 共同企業体ウイッツ

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 提案の理由

相模原市市営住宅の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第140号関係資料(その1)

## 共同企業体ウイッツの概要

## 1 構成員

相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 株式会社ウイッツコミュニティ 相模原市中央区矢部1丁目14番1号 株式会社相模ダイワ 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 株式会社日立ビルシステム

## 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	平成3年2月28日	設立	
株式会社ウイッツコ	平成14年10月1日	株式会社アポロコミュニティか	
ミュニティ		ら株式会社ウイッツコミュニテ	
		ィに改称	
株式会社相模ダイワ	昭和48年7月4日	設立	
	昭和31年10月1日	設立	
株式会社日立ビルシ	平成8年10月1日	株式会社日立ビルシステムサー	
ステム		ビスから株式会社日立ビルシス	
		テムに改称	

## 3 規模

構成員	従業員数等		資本金	
株式会社ウイッツコ	役 員	4 名	50,000千円	
ミュニティ	従業員	197名		
株式会社相模ダイワ	役 員	5 名	10,000千円	
体以云紅伯俣ダイブ	従業員	3 4 名		
株式会社日立ビルシ	役 員	19名	5,105,091千円	
ステム	従業員	8,319名		

## 4 事業概要等

## (1)事業概要

構成員	事業概要
	ア ビル清掃業及びビル警備
	イ 建物管理業
	ウ 中高層分譲共同住宅管理業
	エ 建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃
	オー電気工事
	力 電気設備保守
	キ 消防施設工事
    株式会社ウイッツ	クロ営繕工事
休式芸社ライック	ケー管工事
	コー建築工事
	サー浄化槽保守
	シー貯水槽清掃及び保守
	ス 環境保全及び創造に関する事業
	セ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
	ソー介護業務
	タ シニア(高齢者)の健康及び生活の質(Q L)向上支
	援事業
	ア 住宅及びこれに附属する設備並びに製品の販売及び
	施工
	イ 仮設建築物の製造、施工及び販売
株式会社相模ダイ	ウ 宅地建物取引業
ワ	工 建築設計業務
	オ 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく
	保険代理業
	カーアからオまでに附帯する一切の業務
	ア エレベーター、エスカレーター、駐車場設備、冷凍
	空調装置、電気設備、自動ドアその他ビル設備に必要
	な機器の製造、販売、据付、保守、改造修理、更新及
	び設計

	1	各種ビル設備の監視及び制御並びにビル管理
	ウ	土木及び建築工事業
	エ	冷凍空調装置並びにそれらの運転制御盤、遠隔監視
株式会社日立ビル	芝	<b>き置及び冷媒回収装置の製造</b>
システム	オ	建築物の設計及び監理
	カ	ビル設備機器、防犯・防災機器及び駐車場設備の賃
	貸	〕及びリース
	+	不動産賃貸業
	ク	データベース、ダイレクトメール、テレマーケティ
	ک	vグ、インターネットを構成要素とするダイレクトマ
	_	- ケティング手法を用いたセールスプロモーションの
	11	≧画、立案、実践代行及び各種市場調査
	ケ	警備業

## (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績		
	ア 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18		
	年4月から平成21年3月まで)		
   株式会社ウイッツ	イ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21		
林式芸社ライック	年4月から平成26年3月まで)		
	ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月か		
	ら現在に至る。)		
	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者		
	ア 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18		
	年4月から平成21年3月まで)		
   株式会社相模ダイ	イ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21		
休式芸社相撲ダイ	年4月から平成26年3月まで)		
	ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月か		
	ら現在に至る。)		
	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者		
	ア 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18		
	年4月から平成21年3月まで)		

イ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21	
年4月から平成26年3月まで)	

# システム

- 株式会社日立ビル ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月か ら現在に至る。)
  - エ 大和市市営住宅の指定管理者(平成20年4月から 現在に至る。)

アからウまでについては、共同企業体の構成員とし ての指定管理者

## 議案第140号関係資料(その2)

相模原市市営住宅の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

共同企業体ウイッツ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで
  - イ 説明会 平成30年6月14日(参加数 4団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 3 団体)

#### (3)候補団体以外の申請団体

名称	所在地	
日本管財株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号	
株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	

#### (4)選考

平成30年9月13日に、申請のあった3団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市市営住宅指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

## ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(相模原市住宅審議会委員2名、市職員2名)

## 計5名(うち1名欠席)

## イ 評価基準・評価結果

(ア)委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事第	<b>巻計画</b>		
	管理運営に対する基本方針等	1 6	1 4
	施設等の維持管理の計画・内容	1 6	1 4
	年間事業計画の理念・内容	3 2	2 8
内	市民サービス水準の確保及び向上	3 2	2 6
訳	団体独自の発想に基づく提案	2 4	1 6
訊	管理に必要な人員の配置	3 2	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	3 2	2 4
	地域活性化に資する取組	1 6	1 4
	小計	2 0 0	1 6 2
管理	型を行う能力		
	申請団体の経営状況	2 4	1 7
	組織・人員体制	1 6	1 1
	雇用及び労働条件	1 6	1 0
	申請団体の事業実績	1 6	1 4
内     訳	施設の安全、衛生管理等の体制	3 2	2 4
扒	個人情報保護及び情報公開の体制	1 6	1 1
	公共性への取組	1 6	1 6
	法令等の遵守	1 6	8
	小計	1 5 2	1 1 1
収支			
内	収支計画の妥当性	3 2	2 8
訳	経費的効果	1 6	8
п/\ 	小計	4 8	3 6
	合計	4 0 0	3 0 9

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に

関する合計得点における最低基準得点は、192点とした。

(イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
日本管財株式会社	2 8 0
株式会社東急コミュニティー	2 7 4

(ウ)申請のあった3団体について、配点の合計(400点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
共同企業体ウイッツ	77.2
日本管財株式会社	7 0
株式会社東急コミュニティー	68.5

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立総合体育館他3施設) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場 及び相模原市体育館

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 名 称 総合体育館グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 提案の理由

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第141号関係資料(その1)

## 総合体育館グループ運営共同企業体の概要

## 1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 川崎市幸区堀川町580番地 株式会社明治スポーツプラザ 東京都江東区大島1丁目9番8号 株式会社フクシ・エンタープライズ

## 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等		
	昭和37年6月14日	設立	
	昭和49年4月1日	財団法人相模原市開発公社から	
		財団法人相模原市都市整備公社	
		に改称	
公益財団法人相模原	平成23年4月1日	公益財団法人に移行	
市まち・みどり公社	平成26年4月1日	公益財団法人相模原市みどりの	
		協会と合併し、公益財団法人相	
		模原市都市整備公社から公益財	
		団法人相模原市まち・みどり公	
		社に改称	
株式会社明治スポー	平成2年7月5日	設立	
ツプラザ			
株式会社フクシ・エ	昭和58年4月27日	設立	
ンタープライズ			

## 3 規模

構成員			職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原	役	員	13名	基本財産
市まち・みどり公社	職	員	115名	206,578千円

株式会社明治スポー	役員	9 名	資本金
ツプラザ	従業員	9 1 2 名	100,000千円
株式会社フクシ・エ	役 員	7 名	資本金
ンタープライズ	従業員	1,128名	50,000千円

## 4 事業概要等

# (1)事業概要

<i>)</i>	事業 <b>概</b> 要 					
構成員	事業概要					
八分叶豆汁上切井	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整					
	備に関する事業					
	イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整					
公益財団法人相模 	備に関する事業					
原市まち・みどり	ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業					
公社 	エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業					
	オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業					
	カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
	ア プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポー					
	ツ施設・レジャー施設の経営					
	イ スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関する					
	コンサルティング業務					
	ウ スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務					
	エ 運動プログラムの提供及び指導					
株式会社明治スポ	オー食堂・喫茶の経営					
ーツプラザ	カ 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品					
	の販売					
	キ スポーツ用品、旅行用バック等のレジャー用品、書					
	籍及び日用雑貨の販売					
	ク スポーツトレーニング器具類の販売					
	ケ 不動産の賃貸及び管理					
	コ アからケまでの業務に関連し、又は附随する事業					
	ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育					
	館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営					

i		
	1	健康増進施設の管理・運営
	ウ	温浴施設の管理・運営
	エ	スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコン
	ţ	ナルティング業務
サポムなったこ	オ	各種スポーツ教室・講習会の企画・指導
株式会社フクシ・	カ	各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導
エンタープライズ 	+	各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売
	ク	運動機器等の保守点検業務
	ケ	各種イベント会場の管理・運営及び事務局業務
	コ	道路・公園・建築物の清掃
	サ	建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房
	栈	<b>熋器・冷凍機・空調設備)の保守・点検</b>
	シ	水質検査業務

# (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、
	相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定
	管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平
公益財団法人相模原市まち・みどり	成18年4月から現在に至る。)
公社	ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者
公社	(平成18年4月から現在に至る。)
	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	(ア及びイについては平成26年4月から、ウについ
	ては平成 2 1 年 4 月から)
	ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、
	相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定
	管理者(平成26年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平
株式会社明治スポ	成26年4月から現在に至る。)
ーツプラザ	ウ 川崎市幸スポーツセンター及び石川記念武道館の指

定管理者(平成18年4月から現在に至る。) エ 木更津市健康増進センターの指定管理者(平成19 年4月から現在に至る。) ア及びイについては、共同企業体の構成員としての 指定管理者 ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、 相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定 管理者(平成26年4月から現在に至る。) イ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者 (平成21年4月から現在に至る。) ウ 長野市篠ノ井体育館、茶臼山運動場、茶臼山屋内運 株式会社フクシ・ 動場、アーチェリー場、茶臼山テニスコート及び茶臼 エンタープライズ 山市民プールの指定管理者(平成18年4月から現在 に至る。) エ 袖ケ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者(平成 18年4月から現在に至る。) ア、イ及びエについては、共同企業体の構成員とし ての指定管理者

## 議案第141号関係資料(その2)

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

総合体育館グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点 内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月22日(参加数 3団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1 団体)

#### (3)選考

平成30年10月9日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	評価項目	配点	得点
事業	<b>養計画</b>		
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 6
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	3 9
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0
内	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 2
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	2 8
訳	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 6
	地域活性化に資する取組	2 0	1 4
	小計	3 2 0	2 2 5
管理	型を行う能力		
	申請団体の経営状況	2 0	2 0
	組織・人員体制	2 0	1 4
	雇用及び労働条件	2 0	1 4
内	申請団体の事業実績	2 0	1 8
	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	2 6
八	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 0
	公共性への取組	2 0	1 4
	法令等の遵守	2 0	1 1
	小計	1 8 0	1 2 7
収3	を計画・経費的効果		
内	収支計画の妥当性	4 0	2 2
訳	経費的効果	6 0	3 6
п/\ 	小計	1 0 0	5 8
	合計	6 0 0	4 1 0

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場

合の得点は、68.3点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立総合水泳場) 次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 管理を行わせる施設の名称 相模原市立総合水泳場
- 2 指定管理者

所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号 名 称 静岡ビル保善・コナミスポーツグループ

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 提案の理由

相模原市立総合水泳場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第142号関係資料(その1)

静岡ビル保善・コナミスポーツグループの概要

## 1 構成員

静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号 静岡ビル保善株式会社 東京都品川区東品川4丁目10番1号 株式会社コナミスポーツクラブ

## 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等	
静岡ビル保善株式会	昭和41年5月2日	設立
社		
	昭和48年3月14日	設立
株式会社コナミスポ	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	株式会社コナミスポーツ&ライ
ーツクラブ		フから株式会社コナミスポーツ
		クラブに改称

## 3 規模

構成員	従業員数等		資本金
静岡ビル保善株式会	役員	8 名	20,000千円
社	従業員 1,	1 4 5 名	
株式会社コナミスポ	役員	4 名	100,000千円
ーツクラブ	従業員 6,	4 3 3 名	

## 4 事業概要等

## (1)事業概要

構成員	事業概要	
	ア	不動産管理業
	1	清掃業
	ウ	清掃用品の製造販売
	ェ	建築物衛生法に基づく業務
	オ	建築物及び附帯施設の維持管理

数回じょんギザギ		<b>建設を持ちない。 1997年 1997年</b>
静岡ビル保善株式	カ	建築物の各種設備機器の点検・保守・管理
会社	+	警備業
	ク	建築工事業
	ケ	電気工事業
	コ	損害保険代理店業
	サ	飲食店業
	ア	スポーツ施設、遊戯場施設及び宿泊施設の経営
	1	スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設及び
	1	<b>与料老人ホームの経営</b>
	ウ	スポーツ、健康、文化等に関する情報提供及び指導
	エ	レストラン、飲食店及び喫茶店の経営
	オ	各種スポーツ指導者の養成及びあっせん
株式会社コナミス	カ	温泉浴場施設及びサウナ風呂の経営
ポーツクラブ	+	各種スポーツの催し物、コンサート、映画・ビデオ
	d	D鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、室内外講習
	ź	会及びスポーツツアーの企画、運営
	ク	広告宣伝の企画、展示及び装飾
	ケ	一般雑誌、書籍及び会員情報誌の編集及び出版
	コ	音楽・音声・映像のソフトウェアの企画、制作、配
	糸	合、販売及び輸出入

# (2)公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成18年4
	月から現在に至る。)
	イ 静岡県富士水泳場の指定管理者(平成17年4月か
	ら現在に至る。)
	ウ 可美公園、浜松市新橋体育センター、浜松市瓜内ス
	ポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、浜松市沖洗運動
静岡ビル保善株式	場及び江之島アーチェリー場の指定管理者(平成18
会社	年4月から(江之島アーチェリー場については、平成
	2 6 年 4 月から)現在に至る。)

	エ 藤枝市民大洲温水プール、藤枝市民西益津温水プー
	ル及び藤枝勤労者体育館の指定管理者(平成26年4
	月から現在に至る。)
	アからウまでについては、共同企業体の構成員とし
	ての指定管理者(アについては、平成26年4月から)
	ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成26年4
	月から現在に至る。)
	イ 豊島区雑司が谷体育館の指定管理者(平成17年4
# <del>*</del> ^ \ \	月から現在に至る。)
株式会社コナミスポーツクラブ	ウ 墨田区両国屋内プールの指定管理者(平成18年4
	月から現在に至る。)
	エ 横浜国際プールの指定管理者(平成23年4月から
	現在に至る。)
	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

#### 議案第142号関係資料(その2)

相模原市立総合水泳場の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

静岡ビル保善・コナミスポーツグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い 合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2)評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準 をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価し たこと。
- (3)候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。
- 2 選考までの経過
- (1)指定管理者となる要件 法人その他の団体
- (2)指定管理者の公募
  - ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで
  - イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月19日(参加数 14団体)
  - ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 2 団体)
- (3)候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
さがみはらスポーツ&コミュ	東京都港区芝3丁目23番1号
ニティ共同企業体	

#### (4)選考

平成30年10月10日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立総合水泳場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

## イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

	<b>ତ</b> ୍			
	評価項目	配点	得点	
事業計画				
	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 7	
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	5 4	
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 4	
内	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 8	
訳	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 4	
八百	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 2	
	地域活性化に資する取組	2 0	1 6	
	小計	3 2 0	2 6 5	
管理	 里を行う能力			
	申請団体の経営状況	2 0	2 0	
	組織・人員体制	2 0	1 6	
	雇用及び労働条件	2 0	1 5	
_	申請団体の事業実績	2 0	1 8	
力	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 4	
訓	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 4	
	公共性への取組	2 0	1 5	
	法令等の遵守	2 0	1 4	
	小計	1 8 0	1 4 6	
以对	を 記計画・経費的効果			
内	収支計画の妥当性	4 0	3 4	
訳	経費的効果	6 0	2 1	
٦/١	小計	1 0 0	5 5	
	合計	6 0 0	4 6 6	

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に 関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ)候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	得点
さがみはらスポーツ&コミュニティ共同企業体	4 6 4

(ウ)申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に 換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
静岡ビル保善・コナミスポーツグループ	77.6
さがみはらスポーツ&コミュニティ共同企業体	77.3

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

当せん金付証票の発売限度額について

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、平成31年度における当せん金付証票の発売限度額について次のとおり定める。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成31年度の発売限度額 4,500,000,000円

#### 提案の理由

平成31年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。